

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（小泉孝敬君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位 6 番。1、稲生沢川水系及び下田港への泥土流出問題について。2、行政区への加入促進について。

以上 2 件について、1 番 江田邦明君。

〔1 番 江田邦明君登壇〕

○1 番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明でございます。

議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

1 点目は、稲生沢川水系及び下田港への泥土流出問題でございます。

水は命の源であり、人は川や海とともに生活してきました。時には人の生活を優先し過ぎた結果、その調和を乱してきたこともあります。

今、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事に伴う大井川流量減少問題、富士川水系早川支流の雨畑川にある雨畑ダムと富士川流域、由比港の水質汚濁の因果関係、伊豆高原メガソーラーパーク発電所工事に伴う八幡野川、八幡野港への土砂流出問題、伊豆縦貫自動車道天城峠区間における七滝、大滝温泉の涵養源や遮断層を回避したルート設定など、過去に発生した問題を繰り返さないよう、国や県、市町といった行政が、市民や事業者を交え、様々な協議を進めております。

皆様ご存じのとおり、下田市を流れる稲生沢川は、加増野の婆娑羅山に源を発し、支流と合流しながら下田市をほぼ真東に貫き、稲梓川と合流した後、進路をほぼ真南に変え、蓮台寺川などと合流して下田港へ注ぐ流路延長15.1キロの2級河川でございます。

ここ数年、稲生沢川河口や大川端通り、そして下田港周辺を中心に、官民による新たな取り組みが進められています。

1 つは、ミズベリング伊豆。伊豆半島南部の1市5町を対象とし、水辺に興味を持つ市民

や企業、行政が官民一体、1つの輪となり、水辺とまちが一体となった美しい景観、にぎわい、新しい水辺と社会の関係を生み出すムーブメントを起こしております。

もう一つは、みなとまちゾーンのにぎわい創出を目的に、静岡県、下田市、関係団体で設立された下田市みなとまちゾーン活性化協議会です。また、静岡県を実施主体とする下田港周辺における地域活性化のための基盤整備検討調査は、国土交通省の令和元年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業に採択されました。

こうした新たな取り組みとあわせて、確実に実行していかなければならないのが、第4次下田市総合計画に掲げる基本理念を踏まえましたが将来都市像、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」づくりであります。

静岡県は、平成28年に稲生沢川水系河川整備基本方針を策定しております。稲生沢川水系には、許可水利権である落合浄水場が、稲生沢川の表流水と伏流水を水道水源としているほか、農業用水の水源にもなっています。漁業権を有する団体は、稲生沢川非出資漁業協同組合があり、アユなどの放流を行っています。また、地域住民に親しまれる河川空間として、市民の休憩、憩いの場としても利用されています。

そして、稲生沢川河口からつながる下田港には、イセエビやサザエ、アワビ、ナマコ、ワカメなどの漁場、弁天島公園やまどが浜海遊公園の親水域、観光施設では下田海中水族館などもあり、稲生沢川水系の良好な水質を維持していくことが、新たな施設などを整備する前に下田市が静岡県と協力して取り組むべき根本的で重要な課題と考えます。

既に下田市は、下田市環境基本条例の第2条第3号において、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む水質の汚濁によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを公害としております。また、同条例の第16条、水資源等の保全では、市は、河川及び海域等における良好で健全な水質等の水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講ずるものとし、同条例の第22条、公害等の処理等で、市は、公害その他の環境保全上の支障となる事象について、国、県及びその他の地方公共団体と協力し、適正かつ迅速な処理に努めるとしております。

また、下田市普通河川条例の第3条第3号では、普通河川の保全または利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすることを禁止しており、下田市漁港管理条例の第4条、漁港の保全でも、みだりに漁港施設を損傷し、または汚損する行為その他漁港の保全に著しく支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないと定めております。

このほか、下田市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保全し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とした下田市水道水源保護条例や、配水計画や利害関係者の同意など土地利用に係る必要な基準を定めた下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱、平成30年10月には、下田市景観まちづくり条例とあわせ、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、災害の発生を防ぎ、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、下田市小規模な再生可能エネルギー発電事業に関するガイドラインが施行されているところでございます。

しかしながら、私が知る限り、平成30年頃から大雨のたびに稲生沢川は泥土で濁り、さらに外防波堤の整備により出口を失った泥土は下田港全体を茶色く濁らせています。

参考資料といたしまして皆様の手元にお配りさせていただいております資料を御覧ください。こちらは令和元年6月16日午前6時51分、柿崎ジョナサン上にて撮影した写真でございます。この日は前日の低気圧の通過によりまして、西日本を中心に大雨が降りました。また、ここ下田市においても、夜半の23時頃から24時にかけて時間雨量22.5ミリの降雨が記録されております。朝方の西風の影響もし、外防波堤から内側、外側とでくっきりと色が分かれているのが御確認いただけたと思います。令和元年以降は少しの雨でも稲生沢川は泥土で濁り、干潮時にあらわれる河口の川底や岸壁は泥土で茶色く覆われている状況もあります。

そこで、当局に質問をいたします。

- 1、稲生沢川水系に流入する泥土の発生源について把握しているか。
- 2、その対策は講じられているか、また検討はされているか。
- 3、泥土による落合浄水場内の施設や機器、それらに影響はないか。取水した水道水源の水質に変化はないか。
- 4、稲生沢川及び下田港の浚渫の必要性について、どう考えているか。
- 5、この問題に対する国及び静岡県の対応について把握しているか。

以上5項目につきまして、河川法など個別法の適用区分や管理者の関係で、静岡県と下田市で多くの協議が必要であるかと思われますが、是非とも市民が安心できる答弁をお願いいたします。

2点目は、行政区への加入促進についてでございます。

平成30年12月に、国立社会保障・人口問題研究所は日本の地域別将来推計人口を発表しました。約25年後の2045年、下田市の総人口は現在の総人口2万1,402人の約半分、1万767人

になると推計されました。

今後の人口減少や少子高齢化の進行が避けられない状況にある中、下田市公共施設等総合管理計画では、安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があるとし、公共施設の保有量を今後40年間で30%削減することを目指すとしています。そして、生涯学習などといった地域活動の拠点となる公民館も、既に策定済みの公民館統廃合計画に基づき、公民館の1館化に向けて施設の再編が進められています。

一方で社会活動に目を向けると、行政区や自主防災会などといった地域コミュニティが、行政との連携を図りながら、地域住民主体のもと福祉活動、防災防犯活動、環境美化活動、親睦活動、広報活動などを進めています。東日本大震災を契機とし、日本全国で地域コミュニティの形成や維持の重要性は再認識されましたが、さらなる人口減少や若者の流出、高齢化、住民意識の多様化などにより、地域コミュニティの衰退が深刻化されています。

下田市においては、長い歴史をもって区や組を中心に地域コミュニティが形成され、区長連絡協議会は市長との意見交換等で民意を市政に反映させるなど、地域における分権組織としても重要な位置づけにあります。しかしながら、私の知る地区を例に挙げますと、柿崎地区では全452世帯中53.32%の241世帯が区に加入、外浦地区では全164世帯中71.95%の118世帯が区に加入、須崎地区では全663世帯中58.07%の385世帯が区に加入するにとどまり、これまでの行政との連携の中で、社会活動として大きな役割を担ってきました回覧板等による広報活動、防災訓練、津波避難訓練、道づくり等の環境美化活動にも支障が出てきております。

加えて、東海・東南海地震発生による津波被害への様々な対応や、今後も人口減少や少子高齢化の進行が避けられない状況にある中、行政は人員やコストのスリム化を進める中、行政区との新たな業務の連携も予想されます。ますます災害や地域の活性化、保健・福祉の充実等に対する地域コミュニティの役割が増加していくことが見込まれます。

これらの課題を自助・共助・公助の3つの力で解決しようとするとき、税収の多い都市部では公助の力を、世帯収入の多い家庭では自助の力を活用しながら課題の解決を進めていくと考えます。しかし、下田市などの過疎地においては、共助の力を中心にしていかなければ解決できない課題と思われます。

そのためにも、下田市は今まで以上に、市民が行政区へ加入することに対し、積極的に働きかける必要があると考えます。他行政の取り組みを例として挙げますと、努力義務ではあ

りますが、行政区への加入促進を目的とする自治会加入促進条例の制定や、行政区への加入促進を目的としたリーフレットの作成及び市内転入時の配布案内、ホームページによる行政区への加入促進案内、従業員の加入を目的とした事業者への働きかけ、入居者や購入者の加入を目的とした住宅関連事業者への働きかけなどが挙げられます。また、金沢市では、住宅支援制度の中で町会への加入を対象要件とするなど、地域コミュニティ活性化のための行政区への加入促進に対する一歩踏み込んだ取り組みが進められております。

下田市では、平成29年11月に策定された下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4、「下田市に暮らし続けられる地域づくり」の中で、施策として、互いに支え合う地域コミュニティの維持・形成、生活者を支援する地域社会の形成、安全・安心の基盤強化について示されているところでもあります。

そこで、当局に質問をいたします。

1つ、各行政区の住民世帯数に対する加入割合。

2つ、下田市としての行政区への加入促進取り組み事例。

3つ、行政区や自主防災会への補助額及び補助額の試算についての考え方。

以上3項目についてお尋ねし、趣旨質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、江田議員の質問に答えさせていただきます。

稲生沢川というのは、非常に下田市にとっても重要な河川というふうに認識しております。その水質の保全是もちろんのこと、河口港の整備に当たって非常に配慮をしなければいけない面がたくさんあるというふうに認識をしております。特に水道の水源が稲生沢川に頼っているということで、水質の管理には大変な注意を払っているんですけども、今のところ水質には異常がないというところでございます。

また、泥水が流入しているということが非常に心配だということでございますけれども、私も疑わしい現場に行ってみいました。5月の初め頃だったですか、行ったんですけども、やはり裸地が多い。もう工事の途中でございますので裸地が多くて、雨が降ったら本当に泥水がそこから流れ出るというふうな状況でございましたので、吹きつけ等、あるいはカバーで覆う等、そういう処置をしていただくように、現場にいた担当者にはお願いをしてまいりました。市としても最大限の権限を使って、そういう泥水が出ないように指導していきたいというふうに考えております。

また、港の浚渫に関しても、これは私、いつも港湾関係の要望活動で、必ず浚渫のための予算を増やしていただくようにということで、国会議員の先生、あるいは県、あるいは中部地方整備局、そういうところに要望は常にやっております。その成果としては、毎年の浚渫はかなり順調にいつているものというふうに認識をしております。

次に、行政区への加入の促進の件でございますけれども、これにつきましては非常に難しい問題がありまして、やっぱり自治会に入るといろんな負担が出てくるという認識がありまして、また、強制的ではないと、自由意思で加入の算段ができるということでございまして、また、加入者にはいろんな特典を設けると、魅力化をするということも、これは非常に加入していない市民と加入している市民を区別していいのかと、そういうふうな問題もありまして、非常にこれは難しい問題だというふうに思っているんですけれども、いずれにしても、自治会に入ればメリットがあるんだという点を広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、稲生沢川水系及び下田港への泥土流出問題についての補足説明をさせていただきます。

まず、発生源について把握しているかという御質問です。降雨時の河川への流出につきましては、そこだけが原因とは言いがたいとは思いますが、大きな発生源としまして、加増野地区の旧ゴルフ場跡地に施工されております太陽光発電所の建設事業区域からの流出を確認しております。

その対策としまして、当該事業につきましては、すみません、こちら昨日の中村議員に対する回答と重なるところがあって申しわけないんですけれども、当該事業につきましては、平成28年11月に下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく実施計画承認申請が提出され、同年12月に当該申請を承認しております。翌年1月に工事着手し、現在も工事が実施されておる現場でございます。

指導要綱に基づき指導をしておるんですけれども、あくまで指導要綱であるため罰則がなく、要綱上の基準や事業計画承認に付した条件等について法的拘束力を持つものではありません。しかしながら、この指導要綱は法令で規制されない部分につきまして一定の基準を設け、法令に基づく許認可等の申請の前に事業計画承認の手続を行うことで、災害防止や良好な生活環境の確保を目的とするものでありますので、事業計画承認後も工事の着手や管理等

の届け出を求め、必要に応じて指導を行っているものでございます。

今回の件につきましても、平成30年8月頃から、大雨のたびに土砂が流出しているという苦情、通報が入り始め、現地確認の上、実態を把握いたしました。市としても看過できない問題と考えておりまして、再三にわたり現地の確認、口頭指導を行ってまいりましたが、改善が見られないため、平成31年2月に、今度は下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定によりまして、事業者に対して経過の報告と資料の提出を求めたところでございます。

この時点では、仮設沈砂池は完成していたものの土砂の堆積があり、この浚渫とともに調整池が完成すれば土砂の流出は防げるとの説明でございました。調整池の完成を急ぐとともに、仮設沈砂池につきましても早急な対応を求めたところでございます。

9月現在、工事全体の進捗率は74%、常設沈砂池は完成済みでございまして、仮設の沈砂池につきましては、定期的に浚渫を行っているとのことであり、今後も回収、吹きつけ等を行うとのことではありますが、引き続き状況確認、指導を続けてまいりたいと考えております。

すみません、次が浚渫の必要性についてでございます。

江田議員も出席されておりました令和元年8月22日の事業者側の説明会におきまして、浚渫の必要性につきましては、事業者側はこれを認識しているという発言がございました。具体的な手法につきましては、事業者の内部で検討中のように思いますが、いずれにしましても管理者である県との協議が必要と思われます。市としましては、県と事業者の仲介等で協力をしていきたいと考えております。

国及び県の対応ということですが、この泥水の流出に関しましては、現在問題となっている河川は国の管理下ではなく、また、静岡県にしましても、市の管理河川を介して県が管理する2級河川稲生沢川に泥水が流入しているため、事業者に直接指導するのは難しいとの考えのようです。ただ、稲生沢川に流出した土砂の浚渫等のこともございますので、市としましては、県と連携しながら事業者の指導に当たっていききたいと考えます。将来浚渫が実現するよう県と調整をしていきます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 私のほうからは、下田市環境基本条例の第16条、第22条の水資源の保全、公害等の処理等におきまして、水質等の水環境の保全に努め、環境保全上の支障となる事象について、国、県及びほかの地方公共団体と協力し、適正かつ迅速な処理に努

めるとしているが、どのようにされているのかということだと思いますが、下田市環境条例及び環境基本計画に基づく水質汚濁事故の発生時の環境対策課の対応について御説明を申し上げます。

河川等が濁っている、泡が立っている等の連絡を受けますと、速やかに現場に出向いて現地を確認し、その状況や流出等があれば、その発生源を調査します。発生源が確認された場合には、河川であれば河川管理者、道路であれば道路管理者等に発生源を報告し、国・県・市の担当課と状況に応じ連携し、必要な対応協議を実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 私のほうは、1番目の質問の中の3番目、水道水源の水質と施設の影響ということの質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

落合浄水場の水源は、議員趣旨質問にありましたように、表流水1万6,300立方メートル、伏流水6,700立方メートル、合計で2万3,000立方メートルを1日計画取水量としております。

取水の状況でございますが、河川の濁りに影響の少ない表流水を常時取水し、不足分を、長瀬取水場というところがございまして、そこの沈砂池を経由した表流水で補っている状況でございます。取水を着水井で受け、沈殿池、ろ過池、浄水池を経て送水し、各配水池を経由し、各家庭に安心・安全な水道の供給を行っているところでございます。

現在までに原水の水質につきましては、水道法により年1回40項目の水質検査を実施しておりますが、冒頭の市長の答弁にございましたように、特に変化は見受けられておりません。また、落合浄水場及び長瀬取水場内の施設や機器等に、泥土による不都合は発生していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、行政区加入促進についての中での住民世帯に対する加入割合、下田市としての加入促進取り組み事例、行政区への補助額及び補助額試算の考え方についてお答えさせていただきます。市長の冒頭の答弁と重なる部分もございしますが、御了承をお願いいたします。

まず、各地区の住民世帯に対する本年4月1日現在の平均加入率は65.4%、最低加入率は35.4%、最高加入率は99.4%となっております。加入率の低い地区においては、集合住宅世帯や高齢化世帯における地区に対する区費、行事参加などの負担が加入率の低下の理由では

ないかと推測しているところでございます。

下田市としての行政区への加入促進取り組み事例につきましては、今のところ特にございませんが、今後は転入者等への加入促進を図るため、自治会への加入のメリットも記載したチラシ等の配布を行っていきたいと考えております。内容につきましては、未加入者の周知方法とあわせ、チラシの内容等につきまして、今月の9月24日の区長会役員会で協議をさせていただき、来年3月に行政協力連絡協議会がございまして、そちらのほうでも協議を図っていきたいと考えております。

次に、下田市は行政協力委託料としまして、各地区均等割分8万円に組数掛ける3,000円の組数割委託料と世帯数掛ける200円の世帯割委託料を合計した金額を委託料として支出しております。令和元年度の委託料の合計は658万7,400円となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、2番目の行政区への加入促進についての自主防災会への補助額及び補助額試算への考え方についてお答えしたいと思います。

自主防災会への補助額につきましては、全ての自主防災会の運営に資する補助である自主防災会活性化事業補助金の平成30年度予算額は350万円でした。決算額は349万4,500円となっております。

この補助金の内訳は、世帯割と均等割の合計額となります。世帯割は1世帯当たり250円、均等割は予算額から世帯割額の合計を引いて残った額を自主防災会数で割った額で、端数を切り捨てた額となります。今年度予算額は360万円となっております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 市長自ら、浚渫等に関する要望活動をいただいているという答弁をいただき、大変感謝を申し上げます。

発生の原因が太陽光発電事業者というところが大きくあるというところでございます。今、下田市で新たに制定されました下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、こちらをしっかりと生かしていただいて、他地区でも、須崎、白浜、田牛、椎原など同じような問題が発生する可能性、また発生の兆候が見られる箇所もございまして、引き続きの対応をお願いしたいと思います。

もう一点、水道水に関してでございます。市民がさらなる安心を認識できるよう、具体的

な数値としてお尋ねしたい部分があります。具体的には、取水時、浄水過程で発生する泥土の量がこの３年間でどのような数値の変化があるか。もう一つが、取水された水道水源の泥土の具合について、こちらも３年間の数値がわかればお教えいただきたいと思います。

もう一つ、２点目に質問させていただいた行政区への加入促進ということで、なかなか市民を区別するのは難しいという御答弁がありました。今、下田市では、地域おこし協力隊、また空き家バンクなど、定住人口の増加や地域活性化を目的とする新たな取り組みを進めているかと思います。こうした取り組みに対して応募する人材は、下田市を愛し、下田市をよくしようと思い定住移住する人たちかと思います。今ある取り組みに対して新たな条件を加えるのは難しいかと思いますが、比較的こうした新たな取り組みに対しては、組や区に加入することを条件として加えることについてどうお考えか、当局の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 私のほうから、泥土の取水した数量と、多分、水道汚泥の関係の質問だと思います。

取水した泥土の量というのは、把握していないということでございます。

そして、水道汚泥に関しましては、先ほど申し上げた沈殿池から天日乾燥床という施設がございまして、そこにためて天日乾燥して、さらに仮置き場で乾燥している状況です。天日乾燥床の容量なんですけれども、780.3立方メートルを容量としております。そこで天日乾燥にて乾燥して、先ほども言いました仮設でまた乾燥して搬出すると。その量が28年度につきましては380立方メートル、それをさらに161立方メートルにして搬出しております。29年度で申し上げますと340立方メートル、それを180立方メートルに乾燥して出しています。30年度で申し上げますと、360立方メートルを154立方メートル搬出しております。

この関係なんですけれども、気温等、天候によりまして乾燥の含水率が変わってくるのかなということで、そもそもの取水した泥土が関係あるのかということ、なかなか確認はとれないのかなという状況です。

ただ、議員趣旨質問でありましたように、30年度が濁りが大きいという感じということでおっしゃっておりまして、うちのほうで濁度計がございまして、濁度計によりますと、30年度が一番最大197ppmというところが記録されております。これは昨年9月30日ですか、台風24号がございまして、そのときです。そのときでも、家庭の蛇口をひねると安心・安全な水が供給はできておるということでございます。そういう197ppm、これが1週間、例えば、あ

り得ないと思いますが1か月続いたところでですけれども、うちの浄水場はきれいな水を皆様に供給できる余力は持っているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 再質問でございました、地域おこし協力隊等移住者には加入を勧めてくださいという御質問だと思いますが、まず、地域おこし協力隊につきましては、現状各課で雇っている、協力いただいている協力隊員がいますので、まずはその方にちょっと意見を聞いてみたいと思います。その中で加入という、実際入っているかどうか、ちょっとすみません、把握していませんが、そういうことを促す、お願いすることはできるかと思います。今後、義務づけるかどうかにつきましては、そういった事情も聞きながらちょっと考えていく必要があるかと思っています。

また、移住者に対してなんですが、移住という中には、すみません、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、自由な場所を求めて移住してきたいという考えの方もいらっしゃるのかな。行政区に入ると、そういったお祭りだとかイベントとか交流を深めていく分にはとても有効的で、私も実際に地区で入ってそういう活動させていただいているもので、有意義なんですけれども、中にはそういった地域間の交流が、言い方ちょっとなんですが、煩わしいという考えを持った方が、こういう自然のある場所でのんびり暮らしていきたいという方もいるかもしれないということも想定しております。

そういった中で、ちょっと市長が冒頭でおっしゃったように、強制的にというのは今の中ではなかなか難しいと私は考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 良質な水質である、また泥土についても取水の段階で大きな変化はないということで、安心しております。引き続き、大井川、富士川、八幡野川等の問題は県の関わりも非常に深く協議されている問題かと思しますので、県と協力した中、稲生沢川水系の泥土流出問題についても取り組んでいただければと思います。

2点目の加入促進について、またこちらについても、いろいろな住民の方多くいらっしゃると思いますが、やはり下田市は共助の力でこのまちをよくしていくと私は考えております。引き続き、市の積極的な取り組み、加入促進の取り組みをお願いしたいと思います。

最後1点だけ要望をお願いし、質問を終わりにしたいと思います。

現状、行政区、自主防災会については、先ほど答弁にありました全世帯数の65.38%の人たちが行政と連携しながら、災害時も含めまして、全世帯に対しての社会活動に取り組んでいると私は認識しております。こうした状況を鑑みましても、行政区や自主防災会への補助額の増額、また各種補助制度の補助率、上限額の拡充についてお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） これをもって1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1、過ごしやすい避難所の確保を。2、下田の町づくりの向かう先について。

以上2件について、9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） 9番 かいかく、進士濱美でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2問、1点目、過ごしやすい避難所の確保をという災害対策でございます。2点目、下田の町づくりの向かう先について。この2点について御質問させていただきます。

まず、第1点、過ごしやすい避難所の確保をということでございます。

今月の8日、夕方、台風15号対応として避難所が開設されました朝日小学校体育館に出向きました。ちょうど17時頃であったと思います。避難者はその時点では誰一人おらず、2名の下田市職員が準備して待機をしておりました。その2名ともども私も含めて、目の前の台風、風、雨を心配しながら、台風の進路予想につきまして立ち話をしておりました。およそ30分ほどでございます。

しかしながら、体育館の装備として、これはどこも同じであろうと思うんですが、常時置かれています装備類、これがありましたのが、体育館のマット、ごく目にしますマットが七、八枚、パイプ椅子が五、六脚、広い講堂の中にございました。そのほかには一切ございません。もちろん情報をとるためのテレビ、暑さ対策の扇風機も当然見えません。

構造上、下窓、そして上窓と2段になっているケースが講堂の場合は多いんですが、上は風、雨のために全部シャットアウト、下の一部につきましては、風上、風下を見ながら一方向のみ下窓を開けてあるんです。3枚か4枚ぐらいだと思います。しかしながら、空気のよどんだ室内に長時間とどまることの大変さ、これを皆さん想像してみてください。昨今の暑さ、毎晩毎晩の暑さ、自宅においても、冷房設備を使いながらにしても暑さについては閉口した感覚でございます。これが病院であったならば、間違いなく医療法違反で訴訟となるよ

うな状態であったと思います。下田市周辺での致命的災害はここ40年ばかり経験していないことに、何と幸運かと思っております。

はたまた全国に起きます、毎年起きます豪雨の水害、地震、土砂崩れで広い地域が崩れております。それでも直接受けない被害につきましては、私ども残念ながら他人事となってしまう現実がございます。全国で次々起きる災害の報道を見るにつけ、24年前に起きた大都市での阪神淡路大震災の被災した人々の姿、これと同じような困難さが今もって昨今の報道の中にも見受けられます。ほとんど変わっていないという状況でございます。

先の北九州北部豪雨では、避難所となりました体育館は蒸し風呂状態、たくさんの避難者は毛布を敷き、仕切りはなく、プライバシーどころではございません。そして、例によりまして、おにぎり菓子パン、これは緊急の食料の配布でございますが、さらにはカップラーメンが主流であったという報道がなされておりました。トイレはまるで工事現場のような仮設でございます。当然これも数に追いつかず、相当ひどい状況ということが報道されております。

なぜに日本の避難所というのは、これほど災害が毎年起きながら、戦後とほとんど変わらない避難所、避難された方々が苦しまなければならない避難所、こうも劣悪なのでしょうか。さんざんに報道されます被災地の大変さは伝わらず、検証がされていないと言わざるを得ません。これは本当に他人事なのでございましょうか。さらに、こうして災害関連死は日を追うごとに増え、直接死と同様のつらい結果を生み出しております。これは避難生活環境の悪化、不適合で持病の悪化、感染症、そして食のアレルギー、子供を含め大人も対象になっております。さらには、車中泊によるエコノミークラス症候群といった形で報告されております。

そこで、今回は避難所の課題を中でも少し絞り込んで質問させていただきたいと思いますが、まず1点、トイレの整備につきまして、下田の現状でございます。2項目め、食料の備蓄、確保、これが栄養のバランス及びアレルギー対応を考慮した備蓄食料の体制となっているか否かにつきまして。3、就寝用、特にベッドの確保につきましては、特に高齢者について用意したほうがいいという意見が高まっておりますが、この件につきまして状況をお知らせください。もう一点、最後に、室内の快適性の向上について、現状がどう進歩しているのか、まず現状の対応の進捗状況、これについてお聞きしたいと思います。

もちろん、限定された予算、人材、そして知見の中での防災の備えでございますから、現状が即100%というわけにはいかないことは承知しております。戦後の炊き出しであるかの

ような避難所対応と支援する側、支援を受ける人々も、ここら辺で大きく意識を変える時代と考えます。「非常時だから仕方がないんじゃないんですか」「我慢するしかないよね」といった日本人にありがちな思い、これがまだまだ強く支配していると思います。これは結果としてお互いを苦しめてしまう。困った人同士がお互いを苦しめる結果になっております。当然、支援する側の職員も、日常から緊急への対応で少ない人数で対応する状況でございますから、相当な過重労働が課せられることになります。この辺の問題につきまして、避難所の事前のしっかりした準備、この時期を早急に急ぐ必要があると思います。

さらには、大災害のたびに国外からの関心も非常に日本に向けて高くなっております。日本の災害対策を高く評価する一方でございますが、一面、避難所に関しましては、とても後進性があると言わざるを得ません。海外で活動する関係者及び学者の中には、日本の災害用の避難所、これは海外の難民キャンプよりも劣悪という発言をしております。驚くような愕然とする言葉でございます。

この豊かな日本の中で、国を追われて避難する人々以上の避難所しか用意されていない日本の現状です。これにくみするかのような下田市の現状はいかななものか、ちょっと危惧するところでございますが、早くも過ぎやすく、それから災難ではありますけれども希望の生まれる場所を準備しておくことは、さほど困難な問題とは思いません。いつかはわからないからこそ後回しにしない社会、地域が、安心と地域への愛着を生み出すものではないでしょうか。

人々が安心する目標としましてよく引き合いに出される、国際赤十字が提唱するスフィア基準というのがございます。御承知の方もいらっしゃると思いますが。これは、中近東中心の避難民世帯当たりのあるべき望ましい環境を用意してくださいという基準でございます。ここには、十分な生活空間の確保、室内の温度、換気を快適に、トイレは20人に1つ以上、もちろん男女別、男1に対し女性が2。1人当たり空間が3.5平米以上、約1坪でございます。要件がこの基準として設定されております。これが世界赤十字最低基準でございます。

これにつきましては当然、国、内閣府の策定した避難所運営ガイドラインが既に3年前に作成されておりますが、その冒頭にこのスフィア基準というものが掲げられております。それでも現実に備えるのは地方自治体の責務でございまして、国というよりも自治体が最前線に責任を持ってやるという事業になっております。しかしながら、この辺で予算的、人材的、それからノウハウ、これに限界がある地方自治体が苦しんでいるという状況を見るとき、ここら辺で国・県を巻き込んだ大きく枠組みを変えていく時期に来ているんだろうと私は考え

ます。

こういうのも含めまして、こうした折、下田市のせめてここまでは目指したいとする災害避難所の作りかた、基準、これにつきまして、現状の思いをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2問目です。下田の町づくりの向かう先についてでございます。

まちづくりが全国、官民を問わず氾濫しております。ことに地方創生事業の第1期が終盤に差しかかっている現在、その傾向に拍車をかけていると思われます。下田市も、目の前の中心課題としての少子高齢化及び人口減少に歯どめをかけるべく、まちづくりは避けられないテーマとなっております、財源の振り分けにつきましては年々大きくなっていることは承知しております。

しかしながら、期待に反して人口減は加速気味であり、先ほど議員からの質問ございましたけれども、2年ないしは3年先には、とうとう下田市の人口が恐らく2万人を割っていくであろうという厳しい状況が予想されます。こうした折、一度冷静になって、この「まちづくりとは何か」をしっかりと考える必要性を感じます。

まちづくりという言葉が聞かれるようになりましたのは、1980年、約40年前でございますが、このときに現在の都市計画法の改正が行われました。このとき、地区計画制度というのが新たにこの中に設けられまして、1つの義務基準といたしまして、各自治体は都市計画の中に地区ごとの計画をつくりなさいというのが制度が導入されました。これが、現在の具体的な事業がまちづくりと呼ばれ、現在では、都市部では特にまちづくり条例もそのとき制定され始めました。この改正による地区制度の設定、設営が、1つのまちづくりの言葉としてのきっかけになったんでであろうという見方が主流となっております。

当時、出発点としてのまちづくりは、都市計画制度にのっとり、行政による広範に適用される法的な基準、ガイドラインですね、これに従って地元自治体の環境を作ってきたのであります。言うなれば、行政の視点から見たまちであり、制度上許された範囲での平準化したモデル、まちづくりであった政策と言えます。

これが社会、政治の変遷とともに、地域、住民が参画、協働するという現在のよう形に変わってまいりました。それからちょうど40年ということでございます。それが安全共生のまちづくり、福祉のまちづくり、持続可能性のまちづくり、食のまちづくり、災害文化と防災のまちづくり、景観のまちづくりといったテーマを設けたまちづくりが、全国では当然のごとく、こういったキャンペーンをしながらの目玉となっております。

住民参加が当たり前になっている昨今のまちづくり政策の真髄とは何か。今述べましたよ

うに、かつての行政完結型のまちづくり手法と現在の変った形のまちづくりがどう違うのかということをし少し調べてみますと、それぞれの地域における、それぞれの住民による自立的、経済的な環境改善の行動、運動であることが現在は見えてとれるということでございます。そうすることで我がまちとなり、コミュニティが成熟するという考え方には、なるほどとうなずけるものがあります。まちをつくるとは、何も物理的に建築物や市街地、道路をつくるばかりではなく、そこに住む住民自らが主体となって環境を整備していく継続する運動との考え方があります。

そこで、下田市のまちづくりを今回改めて見ますと、ここ30年、40年の間にたくさんの地域活性策が提言、事業化されてまいりました。住民の多くに時折尋ねますと、ほとんどが「よくわからない」「知りません」「何ですか、それ」「何がどうなっているんですか」「形がよく見えませんね」とした反応であることが多く返ってまいります。最近を見ますと、最近では市、住民ともに実害を伴った中心市街地活性化事業もございました。これも財政的な損失を抱えながら解散ということになっております。

そこで、さらに最も新しい新規、下田市の計画としましては、歴史まちづくり計画がございました。掛川、三島に次ぎまして、静岡県下では3番手に手を挙げました。下田市にとっては非常に早く、取り組みが、姿勢が早かったと評価したいと思います。そこで国の認可を取りつけました。小規模ながらも貴重な歴史を経た下田には似つかわしい事業になり得ると私自身は直感しておりました。150年の黒船来航をさらにさかのぼり、今の下田の礎を築いた今村伝四郎公、下田及び長崎奉行でありました。約400年近く前になるのでございましょうが、現代の下田の礎をつくりましたこの今村奉行に突き当たることになります。これらを網羅しました下田のまちづくりが実現すれば、下田のイメージは確実に新たな下田のイメージとして、装い新たなイメージを与えることになると思います。

ところがであります。今年7月、下田市まちづくり連携調整検討会なるものが下田市まちづくり推進プログラムを提言したばかりでございます。先々月でございました。これは、委員を言いますと、外部の有識者、静岡あたりの学者が多いんですが、中で地域の区長会代表等も二、三、入っておりました。いずれにしろ、外部有識者が主導する形の、いわば行政の現状の仕分け的な検討会と言ってもいいかと思います。これが二度ほどの検討会を開きまして、冊子を、小冊子でございますが、これを発表しております。

私、その中身を読ませていただきましたが、その中身には、今最新の計画でございます歴史まちづくり計画なる言葉は一言も出てまいりませんでした。これは何だと。200ページに

及ぶ立派な冊子は議員諸氏にも昨年、今年度初めですね、もうお配りされていると思いますが、まだ策定1年にもならない真っ白な計画は一体どこに行ってしまったのですか。

現在進行しているまちづくり事業を整理の上、関連、優先度を改めて御説明していただきたいと思います。

さらには、民間の自主的活動により維持されております下田の歴史活動とも合致する歴史まちづくり計画をどう位置づけていけばいいのか、私ども説明を求めたいと思います。

以上2点につきまして、趣旨説明を私のほうから終了させていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時15分から再開いたします。15分まで休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時15分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、1番目の過ごしやすい避難所の確保ということで、1つ目としてトイレ整備、2つ目として食料整備、確保（栄養バランス、アレルギー対応）、3番目としましてベッドの確保、4番目としまして室内の快適性確保について、5番目として、どのような避難所をあるべきものとして目標にしていくのかに対してお答えしたいと思います。

避難所の快適化は非常に重要なことと認識しておりますが、整備には限度があると考えております。避難所の生活が短くなるよう、仮設住宅が建設されるまでの間、空き家、受け入れ可能な宿泊施設等についてあっせんする体制を検討していきたいと考えております。

トイレにつきましては、仮設簡易トイレを敷根公園を中心に51基、便器に袋をかぶせるタイプの汚物処理体が1万体のほか、500人槽の貯留槽型非常トイレを昨年度、浜崎小学校に、今年度は白浜小学校に整備しておりまして、順次進めてまいりたいと考えております。また、トイレトレーラーの導入についても検討してまいります。また、昨年度、全ての48自主防災会に、簡易トイレ、テントと100回分の汚物処理体セットを1セットずつ配布しております。

食料の備蓄につきましては、アルファ米6万7,970食、保存パン2万2,550食、ビスケット

3万4,200食の合計12万4,720食になります。主食の災害用備蓄であるため、十分な栄養バランスを確保できておりません。避難所でのアレルギー対応に関しまして、個別ケースにすべて対応することは難しいと考えておりますが、備蓄しておりますアルファ米につきましては全ての27品目、保存パンにつきましては23品目アレルギー対応となっております。また、液体ミルクにつきましては、今年度より備蓄したいと考えております。アレルギー対策が必要な方だけでなく、全ての皆様におかれましても自助として1週間分の備蓄をお願いしたいと考えております。

ベッドにつきましては確保してございませんが、エアマット、寝袋、パーソナルテントほかの安眠セットを40セット用意してあります。

室内の快適性確保につきましては、学校の体育館等になりますので空調はございません。避難所は生活の場ですので、そこで生活される地域コミュニティにより運営されていく姿が目標と考えております。

以上であります。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私からは、下田の町づくりの向かう先について答弁させていただきます。

まず、まちづくり推進プログラムは、現在想定されている各種のまちづくり事業につきまして諸調整を図り、各事業の効果的な実施、市財政フレームとの整合を図るために作成されたものでございます。大変厳しい財政状況の中で、庁舎建設、中学校統合、伊豆縦貫自動車道関連事業、ごみ処理場の整備、図書館の建設、斎場の改修などの大型プロジェクトが実施される状況に加えまして、その他のまちづくり関連の事業実施も求められており、これらを含めた財政見通しとともに、現在の状況を市内全体で共有することを目的に作成されたものでございます。

議員御質問の現在進行中のまちづくり事業を整理してまとめたものが、まさにこのまちづくり推進プログラムでございますので、このことを御理解いただいた上で再度見ていただければと思います。

歴史まちづくり計画をどう位置づけているのかという御質問ですけれども、こちらにつきましては、この下田市歴史的風致維持向上計画では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、下田市の維持すべき歴史的風致として、1番、湊町の下田八幡神社例大祭に見る歴史的風致、2、黒船祭に見る歴史的風致、3、稲梓地域の祭礼に見る歴史

的風致、4、天草漁をはじめとする磯浜の営みに見る歴史的風致、5、蓮台寺温泉に見る歴史的風致の5つを定めております。

このうち、国指定史跡である了仙寺と玉泉寺を核に、1、湊町の下田八幡神社例大祭に見る歴史的風致と、2、黒船祭に見る歴史的風致を中心としたエリアを重点区域に設定いたしました。これにより、重点区域内における都市再生整備事業に対しましては、補助率40%が45%に引き上げられることを活用しまして、旧下田地区都市再生整備事業の中で歴史的風致の維持向上のための事業を展開しているところでございます。同時に、街なみ環境整備事業の一環として、歴史的風致形成建造物の修理等に対する補助を実施するものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） まず、避難所のほうから再質問させていただきます。

防災安全課長から今、具体的な話がございまして、大体見当はつきました。ただ、現実の話、例えば1番目に話がありました、仮設住宅ができるまでに体育館に滞在していただくという、避難をしていただくという現状があると。住宅ができたら、そちらに移っていただくというのは、これはそのとおりだと思います。どこも全てがそうでしょう。

しかしながら、これが1か月ないしは3か月先になっているんですよ。仮設が1週間や10日でできるわけじゃないです。皆さんこの今の千葉の豪雨の問題で、2泊、3泊でも悲鳴を上げている住民じゃないですか。電気がないというだけで。これが1週間、10日ないしは1か月という、避難者が多くなればなるほど、そういう厳しい待つという耐える時間が長くなるわけですが、簡単に仮設住宅の場所すらもまだ決定し切れていない中で、現状がそうになっているという部分。

厳しさはもちろん承知しておりますけれども、それならば体育館に滞在する1週間、10日ではなくて、例えば旅館であるとかホテルであるとか一般民家であるとか、これも協定によっては使用が可能であるという考え方もできるわけです。既にそういった考え方が東北のほうでは出てきておりまして、何も体育館だけが災害の場所じゃないというのも1つの考え方かなと思います。それも1個含めてまた見直しの対象になっていくんだらうと思うんです。

それから、2点目の特に食についても、最近は災害食学会なるものが設立されまして、短期間の中でたんぱく質、食物繊維、ビタミンが欠けるから、これは特に重要として補っていかうという指導が出ております。ただ1点、アレルギー問題というのがまだまだ広く周知し切れていない部分がございまして、防災安全課長のお話の中では、やっとなアレルギー食の保

存もできてまいりましたというのを聞いて安心しておるところでございますが、ただ、アレルギーの怖さというのが、防災担当関係者、たまたま防災安全課長がそれを担当するわけではない。誰が担当するかわからない中で、その怖さというのが一般職員の中にはどこまで浸透しているのかというのがございます。この点につきまして、学校給食のほうでは相当シビアにやっております。医師会とも直の連携をとっておりますよね。これについて一言御説明願えますか。食のアレルギーについてのリスクの高さ。学校教育課長でも結構です。

それから、体育館については、総合的に空調がないと。その中の設備を快適にするには相当な予算等の設備の費用がかかるというのはわかりますので、今申し上げましたように、ひとつ考え方を変えて、下田流の考え方でもいいじゃないですか。そういうのも案として検討していく必要があるかと思います。

食について、またお答え願いたいと思いますけれども、もう一点、まちづくりのほうについても同時にやらせていただきます。推進プログラムの中に現状の整備されたものがあるというのが、ここにありますけれども、これだけの中に押し込められているわけです。全員の議員さんにいっていないかもしれませんが、ごく簡単に明瞭になっております。その中で優先順位をつけて、予算も有効に使ってという指示、アドバイスが入っているようでございますけれども、それでは再度お尋ねいたしますが、歴史まちづくり法というのが昨年来あれだけ新聞に載り、福井市長も写真つきでコメントしているわけなんです、私は非常に下田にとってのまちづくりの中心になり得るテーマだと。歴史のまち下田、現在はペリー黒船150年で70年間食べてまいりましたが、これがいつの間にかブラックシップからグレースhipになっているという声もあります。それならば、現在につながる今村伝四郎さんの1600年前後からの政治の歴史の洗い直し、これはほぼ歴史に残っております。形としてもございます。これをもう少し歴史のまちづくりの中心としてやっていければ、新しい下田のイメージがつくることが可能であると思うんですよ。この辺をちょっとまた、市長、イメージでも結構ですけれども、ありましたら。

と申しますのは、これ40年ほど前ですか、私が今しゃべっていることと同様のことをある方が、今村伝四郎顕彰の会の役員の方ですが、その方のお父さんです、ちょうど。40年ほど前に下田市のほうに、行政のほうにまいりまして、今村伝四郎さんがこれだけ現代に礎を基礎をつくりながら、墓がどこにある。了仙寺も作っている、下田の夏祭りも創っている、防波堤も残っている、御番所もある、いわゆる通称の矢折れの辻もある。これだけの歴史の産物がありながら、何も今村伝四郎の姿が見えないと、こういう回答をされたようです。それ

でもって黒船ペリーがあったからでしょう。こういう回答でもって立ち消えになったという事情を聞いております。そうではなくて、1600年前後の基盤があって、下田港ができたからこそ、ペリー黒船が入ってきたんだろうということだろうと思うんです、これ。歴史の一ページとして。

そういう冷静な見方をしながらいきますと、下田はここ400年を立派に売り込んでいける、小さいながらも立派に売り込んでいける歴史のまち、金沢や萩に似たような静かな厳かな町になるんだろうと思うんです。ひとつこの辺を十分に検討していただければと思うんですよ。福井市長は、伊豆新聞の中で立派にそういう旨のコメントをしております。是非、まちづくりについて、もう少し現在の生きている住民の姿を入れながらまちを創っていくという、現代、今風のまちづくりです。

私、先ほど趣旨説明の中で、2通り形があるということで話しました。その1つの証拠として、歴史まちづくり法の中で、建設課長がおっしゃった昨年の12月の回答の中で、歴史まちづくり法の計画につきましては、できた時点で住民の皆さんに諮っていくと書いてあるじゃないですか。どれほど程度、それが効能が発揮されているのか。私が知る限りでは、パブリックコメントを求めたというのはホームページに出ているのは承知しております。昨今になくコメントがたくさんありました。20件を超えていましたか。しっかりと根本的に違うよという意見もございまして、なかなか勉強しているコメントもあるなという思いでおるんですが、それらが果たして今回の歴史まちづくり計画の中にどれほど組み込まれていくのかというのも、もう一度少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、避難所生活の関係で答えさせていただきたいと思います。

下田市の地域防災計画の中に、避難地の設置及び避難生活の中で基本方針として、避難をしようとする者のために避難地を設置するとともに、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずるというふうになっています。しかしながら、仮設住宅を建てるまでには長きにわたって滞在しなければならないことも考えられますので、体調を崩される方とか、当然、精神的にもおかしくなる方もいらっしゃるかと思います。下田市としまして、福祉避難所と協定を結んでおります。また、旅館組合とも協定を結んでおりまして、そういう方を優先に避難していただくということも協定として考えております。また、先ほどもお答えしましたが、一般住宅で空いている安全なお宅とか、当然アパートも空いているところもあり

ますので、そういうこともあっせんしていきたいと思っております。

それから、アレルギーの件については、避難食というものがだんだんアレルギー対応に変わりつつあります。ですので、私どもが発注するときには、アレルギー対応を一言言って発注させていただいているところもあります。

私のほうからはよろしいでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校現場でのアレルギー対応ということでございます。

学校現場では毎年、アレルギーを持っていられるお子さん、保護者の方に問診票というものをお渡しいたしまして、保護者の皆さんはお子さん連れて医師のもとへ行って、アレルギーの診断をしていただくということでございます。その問診票をまた持ってきていただいて、学校現場、養護教諭でありましたり栄養教諭、そちらのほうで面談をしながら、こういったものは食べられる、食べられないということを決めていくと。

それで、そのアレルギーを持っていられるお子様のところには、月前に給食のメニューの成分表をお渡ししております。その中で、やはりちょっと私どもの学校給食、除去食ですとか代替食というような対応はしてございませんので、この副菜については食べられない、そのかわりに自宅から何か持ってくるのかというような対応をしているというようなところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 歴史まちづくりの関係ですけれども、まず、まちづくり推進プログラムの中に歴史的風致維持向上事業、歴史まちづくりと名前が出てこないというお話ですけれども、こちらにつきましては、すみません、計画の中でも記載しておるんですけれども、まず、なぜ名前がないかというと、例えば交付金事業とか補助事業とかのメニューの中で歴史まちづくり事業補助金みたいなものがないので、この計画実現のために、計画書にはそれぞれこんなことをやります、こんなことをやりますということの記述とともに、事業手法をどうやってやるのかとか、何年頃を予定しているのかみたいなものを個別に記載しておるんですけれども、例えば今年で言いますと、歴史的風致維持向上計画に基づいて行う事業としましては、街なみ環境整備事業のほうで予算計上していただいております土藤商店の前の舗装の美装化、蓮台寺地区の都市再生整備事業などは、この歴史的風致維持向上計画の一環としてやっている事業でございます。この歴史的風致維持向上計画を作成しているということ、

そのことで、通常ですと40%しか補助をいただけないものが45%になるとか、例えば歴史的建造物の助成に対しまして、今まではできなかったのですけれども、条件が合えば国の補助金を充てることができるようになったとか、もう一つは、同じ事業を例えばいろんな市町が国に要望するに対しまして、歴史的風致維持向上計画を策定して、それに基づいてやっている事業なんですよということで優先順位を上げてもらえたりとか、そういうことがございまして、個々の事業に対してそういう取り組みをしているということで、名前は出てこないかもしれないですけども、一つ一つの事業、この歴史的風致維持向上計画に基づいて取り組んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 先に歴史風致、歴史まちづくりのほうについてなんですが、私の知るところでは、歴史的風致維持向上計画というのは、国交省と農水省と文科省が3省が横連携で初めてそういう制度法律をつくったということでかぶせてきた助成制度のはずですが、縦割りになっていないじゃないですか、今回は。それが評価されているんですよ、横連携ということで。それで、地域下田が単なるお寺だけではなく、橋だけではなく、現在皆さんが生活している歴史的環境の中の現状はストーリーとして見える空間、空気、場を評価しましょうということなんですよ。それがかぶせていないということは、ちょっと納得し切れない、理解できないんですけども。

推進プログラムの中に個別な案件として入っていますということらしいんですが、それではもう大きな歴史まちづくり事業計画というのがばらばらにされて、それは誰もわかりませんよね。新聞で読んだだけで、あれどうなったのという話で終わってしまうんだと思うんですけども。その辺の目玉がばらされたら、これは意味がなくなる計画だろうと思うんですが。

ちょっとこれ、またもう一回私も詳しく確認していきたいと思います。それはそれで結構です。

それから、アレルギーの問題についてはありがとうございます。それほど今、課長説明していただきましたが、相当に微に入り細に入り、先月から成分表まで渡しながら、お母さん方に、アレルギー対応を十分学校、家庭ともに気をつけていきましょうという中でやっているわけです。それだけリスクが高い病気であるということなんですよ。そうした中でアレルギー対応の食が幾らか始まった、それだけでも評価すべきだと思いますが、その辺をさらに突っ込んで、また継続できて対応できるように、福祉避難所等もどう対応されているのか、

新たなステップが求められていくんだろうと思いますので、是非その辺はまたひとつ頑張っていたいただければと思います。

以上で私のほうの質問は終わります。

○議長（小泉孝敬君） これをもって9番 進士濱美君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、白浜の今年の異常な環境と対応について。2、海と歩く日本一の下田海岸遊歩道について。

以上2件について、6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

○6番（佐々木清和君） 6番 再興の会の佐々木でございます。

通知に従いまして質問をさせていただきます。

2点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず1点は、白浜海水浴場の長く続いている異常な状態についての対応、それから、2点目としては、すばらしい下田の海岸をいかに観光化するかということについての提案を兼ねた質問をさせていただきたいと思います。

まず、白浜の例年の異常な環境と対応についてでございますが、今年の白浜海水浴場の浜地内の現状を知っていただくとともに、その対策につきまして検討させていただきたいと思います。

今回もテレビカメラの向こうにおられる市民の皆様にも情報を共有していただきたいということで、また紙芝居風の写真を提案させていただきましたので、アップで市内に流していただければと思います。また、このデータはCDに落としてありますので、報道機関の皆様には御提供できますので、御活用ください。

さて、浜地内の今年度の、長く続いているんですが、実態につきまして。まず、白浜区民として、また下田市議会議員として、浜地内の違法業者に対応していただきました下田警察署生活安全課の署員の皆様、白浜海水浴場警備派出所現任の警察官の皆様には、例年以上に御対応いただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。道路交通法の違反取り締まり、アルバイトに來た学生たち、若者の相談に乗り、思いと異なる労働条件に困惑している若者を、雇い主と交渉し、家に帰れるよう交渉していただいたとの情報もいただいております。本当にありがとうございました。

また、下田市観光交流課の職員、それから各課課長の皆様にも、極暑の中、連日浜地内をパトロールしていただきまして、ありがとうございます。

そして、市当局には、浜地内に警察官立ち寄り所仮設事務所、夏期対策原田支部の常駐相

談監視事務所を設置していただくことができました。海水浴客の皆様からは大変好評をいただくことができました。あわせてお礼を申し上げたいと思います。ただ、浜地内の違法業者対策の海の家の設置につきましては諸事情により実現できなかったことにつきましては、原田区としても、じくじたる思いが残りました。

浜地内の違法業者の実態は、反社会的勢力と思われる業者を含め3団体が海用品のレンタル及び飲食、軽食のデリバリーを営業しており、また、板見港でのバナナボートの営業も例年どおりでございました。違法業者の実態は、ある業者が中心となり、バナナボートの勧誘なども協力しながら、下田市及び夏期対策原田支部に対応しているのが現状でございます。パトロールでは、浜地内でレンタル品を持ち込み、積み上げ営業しているのを確認し、営業をとめるよう勧告し、レンタル品を撤去するよう指示をしますが、パトロール隊がいなくなればまた営業を始めるというのが現場の実態でございます。

浜地内の改善について、現状の下田市と夏期対策事業原田支部の浜の管理運営について御質問します。市はどこまでが夏期対策事業原田支部の業務と認識しているのでしょうか。

現実の法的権限及び原田支部の認識としては、ライフセービングによる海水浴客の安全監視、救助及びお客様への駐車場、シャワー設備の提供、年間を通しての浜の清掃、砂防柵の設置、撤去が原田区民として一生懸命やっている内容でございますが、これは過去の経緯から実施されております。

本来、浜地内の反社会的勢力と思われる業者の対応は、歴史的経過からしても、静岡県及び下田市が責任を持って取り締まり、安心・安全な浜の管理を確立した上で、民間団体である夏期対策原田支部に浜の運営を委託することが正しい責任分担のあり方と思いますが、いかがでしょうか。白浜で生まれ白浜で育った区民は、法律的な分担も意識せず、白浜っ子ということで心情として下田市に協力し、違法業者にも対応、協力してまいりましたが、民間が法を根拠に対処することは本来無理があると思われませんが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

次に、前項の問題に対処するために、市条例の改正と県職員が行動をする根拠となる海水浴場に対する新しい県条例の制定が必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。下田市からも県条例の制定に向けての働きかけが必要と思われませんが、いかがでしょうか。回答を求めます。

新しい条例には、現行の条例にはない、彼らは自分で言うておりますが、暴力団関係者ではないと言っておりますが、暴力団関係者の立入禁止、入れ墨を出したままでの海水浴の禁

止、喫煙制限、大音量での浜地内での音楽の禁止、浜地内でのデリバリー、注文聞きの制限など、あとバナナボートの規制も必要かと思います。いずれにしても、戦うことのできる条例を整備し、安心して楽しめる海水浴場をつくっていかなければなりません。新しい条例を制定するには時間がかかることが想定されます。来年の夏に向け、早急に行動を起こさないといけないと思いますが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

次に、海水浴の皆様へのサービスについてお伺いいたします。

県の指導に基づき、歴史的に浜地内では公共団体の一員として、以前は夏期対策原田支部もお客様のために浜地内で海の家を設置し、軽食、缶ジュース、レンタル品などを扱っていましたが、反社会的勢力と思われる業者の強引な進出によって採算がとれなくなり、やむなく浜の中から撤退した経緯がございます。

今年の浜地内での監視業務事務所で一番多く問い合わせがありましたのは、トイレの問い合わせが非常に多くございました。どこにあるんでしょうかという。確かに1日何千人も海水浴客来ていただいているんですが、トイレは原田区の駐車場、観光協会の駐車場、国道沿いの公共トイレ、コンビニ2軒しかありません。きれいな海を目当てにはるばる下田の海水浴場に来ていただいた海水浴のお客様には、快適な環境を整備しなければいけないと思います。海水浴期間限定の仮設トイレの浜地内への設置を検討してください。もちろんトイレの周りには化粧扉なども検討しなければならないと思いますが、回答をお願いいたします。

次に多かった問い合わせは、浜地内での売店がないことへの問い合わせです。ないので仕方なく違法業者のデリバリーの声かけに応じてしまうとかということで、現状のようでございます。お客様第一の心からしても、海を家の設置は必要ではないでしょうか。他の海水浴場で実施している厳しい条件のもとに、浜地内での海を家の開設を検討しなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。回答を求めます。

次、下田市観光交流課と相談しつつ作成しましたビラがございましたが、これは声をかけられても応じないようという、これ中村議員と一緒につくったものなんですが、浜の入り口で配りましたら非常に効果がございました。

それから、アルバイトの若い人たちに、あなたたちがしていることは違法ですよというようなチラシをつくりまして、これも浜地内とか入り口で配りまして、アルバイトの当人たちは、えっという感じで驚く若い人たちが大勢おりました。

これは区長さんの手づくりですが、浜地内で白浜では安心して借りられるお店がこんなところですよというようなチラシもつくりました。これ各民宿に配りまして、いい結果が出て

おります。来年に向かってバス会社、タクシー会社とも協力して、よりいいものをつくって
いければと思っております。

それから、夏期対策協議会の充実について提案させていただきたいと思います。

現在、各地区の代表、各行政機関の代表が参集し、各機関からも積極的な提案もあり、今年
は例年になく内容のある会合を持つこともできました。

今年感じましたことは、国道沿いのテナントが本当の大音量で部落の中まで届くような音
楽を流し、また異常に入れ墨を入れた人が目立ちました。それから、違法業者が地元の民宿
を使ってアルバイトを泊めているというようなこともあります。これは恐らく民宿の方も
内容がわからず泊めているかと思いますが。また、土地も企業から借りたりしておりまして、
こういうところはどのような業者がテナントとして来るのかというのは、やっぱり地主も把握
し切れないと思います。この辺は来年度に向かって、地主さんを含めた観光協会、バス会社、
鉄道、タクシー関係も含めた夏期対策協議会を立ち上げまして、情報を共有できるようにし
ていただければ、より安全な海水浴場が確保できるんじゃないかと思います。

総括といたしましては、下田警察署生活安全課、白浜海水浴場警備派出所現任の警察官、
下田市観光交流課の職員、夏期対策事業原田支部の皆様の行動により、違法業者は非常にい
ら立っておりまして。現行法での最大限の力を発揮したことが、違法業者をして、あるとき
は怒りの行動に走らせたことは、来年度に向けての一定の抑止効果はあったのではないかと
感じております。

一応説明をさせていただきます。これは名前を消してありますが、区長さんが市の職員の方
と一緒に注意をしているんですが、勧告文も最初は受け取りましたが、次からは受け取ら
ずにとということです。それで、監視隊がいなくなるとまた営業を始めるという。彼らはトラ
ンシーバーで情報を共有していますので、パトロールが行くと、もう傘を畳んでどこかへい
なくなるというところもございます。浜地内で4か所実施しております。

これはデリバリーの看板ですが、これ違反にはならないんだそうです。浜地内に置いてあ
るだけで、これ埋め込むと、原田区みたいに穴を掘って看板やると設置許可が必要なんです。
これは置いてあるだけなので、県としても規制ができないということです。これを見てみん
なデリバリーを使うわけです。

これは有名なバナナボートの浜地内での募集です。これも設置許可が要らない看板という
ことです。

この学生、市の職員が違法ビラを、あなたたちの行動は違法ですよと言いましたら、一瞬

びっくりしておりました。その瞬間的な写真です。若い学生でしたけれども。

これはライフセービングと警察と市の職員の情報交換の場です。浜の情報をいただくと。

これは現地の責任者と思われる者ですが、パトロールが行くところやって携帯カメラで威圧的にカメラを向けてくるわけです。これをネットに流そうというようなおどかしをかけてくるわけですけれども。

これは現地の一番の責任者と思われるんですが、区長を説得しようとしていろいろ、いろんな論法で自分たちは何とかしたいんだというようなことを言っていましたけれども、これは区長ははねつけております。

これが先ほど説明しかけた、警察官に食ってかかって、つかみかかりましたけれども、警察官も冷静に対応しておりましたけれども。本当に浜の中の環境というのは、周りに海水浴客が大勢いるわけですから、周りの方たちは白浜に対してのイメージは非常に悪いかなと思うんですけれども。

これは先ほどの、見回りに行くと傘を畳んで担当はどこかへ行ってしまうという、こういうものの繰り返しです。

これはいら立ったアルバイトの若い人が、小さなアンプで大音量で警察官とかパトロール隊の後をついて、どこまでもついてきてパトロールを邪魔をするというこんな状況です。物すごい音量で。警察官も注意するんですが、なかなか反応していません。

これは喫煙場所。これも非常に評判のよかったところで、市のほうで設置して灰皿まで設置していただいて、海水浴客には非常に好評でございました。

私はこういう写真が浜の中でたくさんあらわれるのがいいなと。なぜかといいますと、若い子供はお巡りさんが浜の中にいたもので、何をしていますかというような質問をするんです。お巡りさんは優しく答えておりましたけれども、本来はこういう状況が、安心して若い子供たちが浜の中で過ごせるような、こういう和やかな環境、情景が常時あらわれるような環境にしていきたいと思います。

これ先ほどの続きで、区長さんにとことん抵抗して、大音量で会話ができないくらいの音量で。彼らは全部入れ墨をしていましたけれども、ちょっと消してありますけれども。やぐざではないと本人は言っていますけれども。

これは市のほうで今年予算を組んでいただきました浜地内の監視所、警察官立ち寄り所です。有効に活用させていただくことができました。

これは市長が来ていただいたときに違法業者と対応していただいているところですが

も、彼も情報が行っているらしくて、市長が来たということで相当緊張しているような感じは感じられました。

これは歩道上にテナント業者が椅子とか看板を出して、歩行者の障害になるような営業方法をしているわけですがけれども、これもやはりテナントを貸し出す業者も含めての話し合いが必要になると思います。

これはバナナボートですけれども、浜で勧誘したお客様をコンビニの駐車場で集客して車で送迎するその場所です。この赤いぼっちが集客の責任者で、黄色く顔を隠しているのはお客様です。1人2,500円でやっているようです。8人乗りのバナナボート。

これは浜の違法業者の恐らく総括責任者だと思うんですが、時々浜へ来て外車に乗りつけて、浜の若い人たちはベンツに乗ってきた人たちにみんな頭を下げて挨拶をします。もちろん総入れ墨の人でしたけれども。こういう人たちが浜を彼らなりに監視しているんじゃないかと思いますけれども。管理というんでしょうか。

これは最後の片づけ風景です。このパラソルとサマーベッドの量からいきましても、彼らが1か月の間にどれくらいの利益を上げているかというのは想定ができると思います。

ちなみに、今年評判がよかった九十浜と爪木崎、区長さんとも知り合いでしたので、回らせていただきましたら、非常に環境のいい海水浴場でございました。白浜も早くこういう環境をつくられればと思っております。来年に向けて、是非根拠となる法律の整備含めて早急な対応をお願いしたいと思います。

海につきましては以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にちょっとお尋ねしますが、途中なんですが、休憩は入れてよろしいですか。午後からでもよろしいですか。構わないですか。

○6番（佐々木清和君） はい、大丈夫です。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。1時5分まで休憩いたします。午後1時5分から再開します。お願いいたします。

午後 0時 4分休憩

午後 1時 5分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6 番 佐々木清和君。一般質問の続きをどうぞ。

〔6 番 佐々木清和君登壇〕

○6 番（佐々木清和君） 再興の会の佐々木です。

午前に引き続いて質問させていただきます。

下田の美しい海岸、海と歩く日本一の下田の海岸遊歩道について。これ私の長年の夢でもあるんですけれども、皆様に知っていただきたいということも兼ねて提案したいと思います。

素晴らしい下田の9か所の海岸、海水浴場ですけれども、海岸遊歩道でつながっておりません。海と歩く日本一の遊歩道を整備することにより、下田の海岸の景観的価値はさらに大きくなると思っております。

私は全国旅をします。1年間で大体車で4万キロぐらい走るんですけれども、あらゆる日本の中を回らせていただいているんですが、これだけの景観の海岸線はございません。9か所の海岸を貫通整備することを目標に、話題性のある狼煙崎の大柱状石群、それから白浜の宿屋という海岸があるんですが、ここに獅子鼻という獅子の鼻のような形をした岬があるんですけれども、話題性のあるこの海岸を整備することによって、冬の水仙まつりの前後の集客の幅を広げられるのではないかなということで、提案をさせていただきます。

これができて、9か所、田牛から尾ヶ崎まで通じることによって、トレッキングの大会とかいろんな催し物、それから、団塊の世代がゆっくり温泉へ入りながら海岸を歩くみたいな、もろもろの誘客も期待できるのではないかなと思ひまして、提案をさせていただきます。

計画としては雄大なんですけれども、下田は海の自然の恵みを今以上に掘り起こしていかなければなりません。海と歩く日本一の海岸遊歩道長期計画検討チームを市役所の中で立ち上げていただけないでしょうかというのが今日の提案でございます。チームの立ち上げはそんなにお金はいらないと思います。皆さんで知恵を出し合ってくださいということです、御検討いただければと思います。

それで、市民の皆さんにもわかっていただくために、また写真を説明させていただきますが、これ狼煙崎、幕末、黒船来航に備えて江戸幕府が鍋田の先端に見張り所をつくったところが、ここ狼煙崎でございます。

これは七、八年前に佐々木忠夫先生と歴史勉強会で行ったときに偶然僕も発見したんですが、素晴らしい柱状石でございます。色がホワイトです。爪木崎、入間などはグレーとか黒なんです、白い柱状石というのは本当に珍しいと思います。

これ拡大です。人間の大きさから柱状石の規模がわかると思いますけれども、圧巻でござ

います。

これも同じ、人間と柱状石を比較していただければと思いますけれども、きれいな柱状石になっております。

これもそうです。これが実際はこういう形に、縦に見ていただくんですけれども、見上げるほどの柱状石でございます。SHKさん、アップで入りますか。

これが柱状石の接写、大きく撮ったところでございます。

これも縦になります。下から見ると本当に柱状石のピラミッドのように見えます。圧巻でございます。

これが狼煙崎から見た多々戸方面です。多々戸の先端まで全部柱状石でございます。このどの辺に幕末の監視所があったのかというのは、とうとうわからなかったんですけれども、この柱状石の発見は、下田の財産としてはよかったなど。

これが自然の洞窟です、柱状石でできた。多々戸と鍋田の海岸の途中にございます。サザエ、アワビなどがたくさんいるというような場所のようです。

これは狼煙崎から赤根島を見たところですよ、和歌の浦。この赤根島も山頂から見ると本当にきれいです。東急ホテルのほうからよく眺望できます。

これが鍋田先端の柱状石の紹介ですが、ここは実は御用邸ができる予定の岬だったんです。御用邸作るという情報が漏れて、急遽、今の爪木のほうへと御用邸が変更になったようですが、それだけすばらしいところだということだと思わんですけれども。現在、道がございすけれども、入り口、個人のうちを通ったりするということがあって、許可をとらないとここへは行けないということです。

それから、もう一つ、これ私の地元になりますけれども、白浜の獅子鼻、これ遠景ですけども、すばらしいブルー、海も青い。ちょうど鼻がとがったような形になっていすけれども。

これが横から見た獅子鼻になります。実は、なぜここがすごいかといいますと、地図を御覧になっていただきますと、板見の港、白浜大浜海岸、ここが獅子鼻になります。ここは海岸道はあるんですけども、一部、磯路がもう草で覆われたりということで、地元の人でもなかなか行けないというような環境なんです。ただし、獅子鼻には尾根をって海岸先端まで行くことは今はできます。

なぜこだわるかといいますと、ここに写真ございます。東山魁夷という画伯が昭和30年代、当時の白浜の観光協会長の金指鉄哉さんの御案内で、皇居のふすま絵のモデルとしてどこか

いいところないだろうかということで、観光協会に訪ねてきて、観光協会長が、この獅子鼻がいいだろうということで案内をしまして、スケッチしている写真でございます。

これをアップして、東山魁夷先生がスケッチをしている。恐らく絵の履歴を見ると「春の嵐」とかというのだと思うんですが、細かいことはわかりませんが、ふすま絵の画題になっているということです。それだけの観光化したときの、皇居のふすま絵のモデルというだけでも価値があるんでないかなと思います。

次の写真は、この獅子鼻から見た白浜の海岸です。これハワイとか沖縄ではございません、白浜海岸です。素晴らしいですね。

この次が、これ小野浦海岸というんですが、海の中まで見えます。それで左上が白浜大浜海岸です。私、これ明神ブルーと、白浜大明神の明神ブルーとつけているんですが、商標登録取りたいと思ったんですが、お金がないので、できれば市のほうで商標登録取るといいかと思うんですが。明神ブルーっていい言葉だと思うんですけども。

これが小野浦というところから白浜海岸を見たところです。獅子鼻から下ってきたところです。ここは海岸、磯路歩いてここだけは行けません。一度国道へ出ないと行けないところ。

次は、これ浦戸というところから大浜海岸を眺めたところです。上のほうは尾ヶ崎。下田の海岸は本当にきれいです。このきれいなものを何とか観光化できればと。

これ白浜の白砂に打ち寄せるきれいな波の写真でございます。下田で一番きれいなのは1月、2月です。寒いとき海が一番きれいになります。これ1月、2月に撮った写真です。

それから、写真の21、これ板見の港です。日本で一番きれいな港と私、勝手に言っているんですけども、本当にきれいだと思います。これが獅子鼻へ行く途中の港です。

これが写真の22番は、三穂ヶ崎、縄文遺跡が発見されたところですけども、そこから見た白浜海岸でございます。

大ざっぱに説明させていただきましたけれども、非常にきれいな海岸、財産的にもお金で買えないようなところでございます。

できれば田牛から尾ヶ崎まで、これパウチッコをしてこなかったんですが、これが尾ヶ崎の海岸から見た海と空のブルーの境がわからないくらいきれいなところです。

こちらの写真は御釜というところですけども、大潮のとき潮が引くと、この洞窟の中へ入れます。これも観光化できると思うんですけども、立ったまま御釜の奥まで行けます。素晴らしいところです。

ただ、これを田牛から尾ヶ崎まで一気にやるというのは大変ですので、特に眺望のいいこ

の獅子鼻の近辺、それから柱状石群、この辺を先行して何とか観光化できないかなということが今日の提案でございます。地層的には岩盤の海岸ですので、割と壊れにくい遊歩道になると思います。できるところから挑戦していくということで御検討いただければと思い、提案をさせていただきます。

間もなく時間が来ますので。田牛から尾ヶ崎までずっと続いて、大浦からペリーロード、大川端、それでハリスの小径、爪木崎、御用邸を迂回して白浜ということで、すばらしい遊歩道になると思いますが、御検討していただければと思います。とりあえず現地を調査したり、計画をつくったりというところで、お金のかからない行動から起こしていただけないでしょうか。私も資料をそれなりに蓄積しておりますので、御協力はできますので、よろしくお願いいたします。

以上、御提案させていただきます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） まず、白浜の海水浴場の浜地の管理の問題でございますけれども、本来に原田区の皆様には大変御苦勞をしていただきまして、ありがとうございます。

少しは進んだんじゃないかというふうに思っておりますが、これはまだ明らかにしていない資料なんですけれども、原田区の収益事業の経過についてというものが手もとにあるんですけれども、人数の関係から言いますと、駐車場の利用が25%落ち込んでいる。シャワーの利用も34%落ち込んでいます。しかしながら、海用品のレンタル、これは16%にとどまっているんです。そういう周りの落ち込みから考えると、海用品のレンタルというのはそんなに落ち込み具合が大きいということが言えまして、あそこに浜地に警察官の立ち寄り所、あるいは夏期海岸対策協議会の詰所等を置いた成果が、また、原田区の皆さんが一生懸命阻止のために動いていただいて、その結果があらわれているものだというふうに思っております。

来年以降もししっかりとした対応ができるように、条例等の改正を含めて、その中に入るかもしれませんが、できたら海の家までつくって海水浴客のニーズに応えると。そして、自由主義経済の競争の原理を取り入れて、どうにか駆逐できないものかというふうな努力をしていきたいというふうに思います。その中でも、条例の改正についてはやっぱり権限が、県にどういう権限があるのか、市にどういう権限があるのか、どういう責任があるのか、あ

るいはまた、原田区にどういう権限、責任があるのかという、そういうところもまず明らかにしていかなきゃいけないというふうに考えております。

次に、海岸の遊歩道の件でございますけれども、伊豆縦貫自動車道の完成の時期がいろんな人の口の端に上るようになりまして、大体2033年度には全線開通するんじゃないかというふうなことが言われております。そうすると、東名から1時間程度で来られるということになると、ひょっとしたら宿泊客が減少するんじゃないかと、日帰りのお客様が増えて。そういう日帰り客のお客様を、やはり泊まってもらおうというふうな観光地にしなきゃいけない、魅力ある観光地にしなきゃいけないというふうに考えております。

今、予算を通していただきました観光戦略会議というものを先日立ち上げまして、その中で、将来そういう宿泊客をとどめるというにはどうしたらいいのかというふうなことも議論していきたい。やっぱり現在ある魅力をさらに開発して、いろんなところを観光客の皆さんに見てもらおうとかということも必要でありますし、また、新たに開発するところはないのかと。さらに、下田の観光の魅力を向上させるようなところがないのかというふうなことも将来検討していきたいというふうに考えております。

その中で、今、写真で見せていただきましたこの海岸線、私も初めて見た写真もありまして、こんなところがあったのかというふうに驚いたんですが、そういうふうな遊歩道の関係も将来検討の俎上に載せたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 先ほどの御質問の中で、浜地内の環境改善のための条例改正及び県条例の制定等、県との連携についての御質問がございました。

皆様、既に御案内のとおりでございますが、現行の下田市の海岸条例につきましては、環境法令がいわゆる海岸法という法律の中で、第5条に、いわゆる海岸の整備区域というのがございまして、そこの管理責任が県知事となっている。その関係で、県知事の許可を得て夏の一定期間、市長が占用許可を得て、そして、その中で今度、海岸条例に定められている、第6条に定められております、市長が許可をした公共的団体に委嘱をするという形の流れであると私は理解しています。

そういう意味で、公共的団体は何かというと、いわゆる下田市の指定しております団体でありまして、その団体の中に夏期対、いわゆる夏期海岸対策協議会という団体に対して委託しておりまして、その中の一つの下田区がそこを実質的に管理をお任せしているという流れ

になると思います。

当然、議員のおっしゃるとおり、市が県から占用の許可を得た上で管理する状態の中で、それをまた原田区のほうに、これは大浜海岸に限ったことですが、原田区のほうにお任せするということは、当然、運営するに於いての環境整備は市のほうにあると私も考えております。したがって、議員御指摘のとおり、その環境整備は市がやるべきであろうと。ちゃんとした環境を整備した上で民間の、民間といいますか公共的団体の原田区にお願いするのが筋であろうということは、考え方としてはそのとおりだと私も考えております。

そういう観点から、先日、中村議員にもお答えしたとおり、既に条例改正等についての方向性について、佐々木議員も御参加いただいておりますので御承知だと思いますが、検討を進めているわけでございます。

今後、先ほど御質問にもございましたとおり、会員の中に観光協会とかタクシー会社、バス会社等々の参画も必要ではないかとおっしゃってございましたが、既にその方々は会員になっております。ただ、御指摘の中の会社の不動産関連部署というところについては、ちょっと入っておりませんで、また、あと不動産会社の関係等も入っておりませんけれども、それはまた、なかなか実態把握することも難しいでしょうし、また、あわせて、いわゆる商業活動の中で、経済の要するに商業活動の権利の中でやっておられるところに、一定の規制をかけるのが難しいところもあろうかとは思いますが、とりあえず今後その辺も妥当であるかどうかも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

そういった意味では、先ほど申し上げたとおり、海岸法の流れからすれば、県とのかかわりは当然あるわけですので、先ほど議員が御提案あった県条例の制定についても、そのメンバーの中に当然、昨日の御報告の中にも、会員は県の関係者、県土木も入っておりますので、そういうことも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えるところであります。

また、私が一番懸念しておりますのは、御本人の佐々木さんが十分御承知のところではございますが、8月4日に私ども海岸パトロールをさせていただきまして、その中に佐々木議員も御一緒に同行していただいて、たまたまいた業者と思われる者に対して指導をしているときに、近くにいた、やや酒に酔ったような若者がいまして、多分私は関係者だろうとは思いますが、佐々木議員に体当たりをしてきまして、それで一瞬、一時的に周囲に10人ぐらいの警察官が取り囲んで緊迫した状態が生じたわけでございます。幸いにも警察の取り締まりで大きな事件にはならなかったわけですが、やはりそういった事例が出てくるといことは、逆に言うと、我々よりどころとしては警察官、警察力を頼りにするということも

必要になってくると思うんです。ということは、逆に言うと、警察の力が発揮しやすいような環境も整える必要もあろうかと思うんです。

したがって、海岸の整備、環境整備と同時に警察官が働きやすいような環境の整備も必要だろうと思いますので、その辺も含めて検討しようということで、先日来2回ほど会合をさせていただいて、これから進めていこうというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） ただいま市長、副市長の答弁とダブることもあるかもしれませんが、多少補足をさせていただきたいと思います。

まず初めに、白浜についての御質問の中の前田支部の業務についての御質問です。海水浴場の開設に伴う夏期対策事業として、各支部に遊泳区域を示すブイの設置、監視所設置及び監視員の配置、清掃やごみの処理、各種啓発看板の設置等をお願いしております。違法業者対策につきましては、下田市海水浴場に関する条例に基づき、市職員が前面に立ち、地元支部、警察の協力をいただき、パトロールにより注意、警告を実施しているところでございます。地元支部の御協力が必要と考えますので、引き続き協力をお願いしたいと考えます。

続きまして、県条例の制定についての御質問ですけれども、6月に前田区長さんや数名の市議の皆様と下田土木事務所に条例制定についての要望をした際に、関係部署と相談するとの回答を得ておりますが、下田市のみを対象とした条例を制定することは難しいと考えているようです。今後、引き続き県と協議していきたいと考えております。

続きまして、仮設トイレの設置についての御質問ですけれども、仮設トイレの浜地内への設置につきましては、今後の夏期海岸対策協議会の反省会において協議していきたいと考えております。

続きまして、海の家設置についての御質問ですが、議員御提案の他の海水浴場のような民間等による浜地内の海の家設置につきましては、条例改正の際に不法営業者対策も含め協議していきたいと考えております。

続きまして、違法業者対策のチラシについての御質問でございます。今年度、前田区の駐車場等において、違法業者からのパラソル等のレンタルやデリバリーの利用に対する注意喚起と、チラシの配布を行っていただきました。バス会社等へのチラシ配布につきましては、白浜への印象等を考慮すると難しいのではないかというふうに考えております。

続きまして、夏期海岸対策協議会に不動産管理会社や民宿を管理する組合、観光協会、バス、鉄道、タクシー会社を含めてはどうかという御質問です。先ほど副市長の答弁があったように、現在、夏期海岸対策協議会には、海水浴場を有する各区のほか、伊豆漁業協同組合、下田温泉旅館協同組合、下田市観光協会をはじめ各地区の観光協会、民宿組合、下田ライフセービングクラブ、交通機関では、伊豆急下田駅、南伊豆東海バス、伊豆急駅構内自動車組合、行政機関では、下田警察署地域課、刑事課、交通課、下田海上保安部交通課、賀茂地域局下田土木事務所、賀茂保健所、下田市消防組合など、多くの団体、機関に参加をいただいているところでございます。

次に、遊歩道についての御質問でございます。下田市の海岸線には、田牛、タライ岬遊歩道や須崎遊歩道、和歌の浦遊歩道、アロエの里遊歩道、はまぼうロード、ハリスの小径、三穂ヶ崎遊歩道など多くの遊歩道が整備され、観光客や市民の皆様に御利用いただいております。現在の遊歩道で十分観光客や市民のニーズには応えているとは考えておりますけれども、将来必要であれば検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

6 番 佐々木清和君。

○6 番（佐々木清和君） あと何分ですか。

〔「11分」と呼ぶ者あり〕

○6 番（佐々木清和君） 11分。はい。

まず、白浜海岸ですけれども、本当にきれいな海岸で、昭和30年代は国道に東海バスが5台も6台もとまって、白砂の海岸に歩いて行って、それで下田の温泉、ホテルとか武山荘とかそういうコースが組まれておりました。それくらい関東エリアから来たお客様にとっては白砂青松の白浜海岸。昭和10年代、山頭火が来て、雪のような白い砂浜と感動して句を何句か詠んでいるんですけれども、それだけすばらしいところが今その価値を有効に使っていないというところが、僕ら地元としては気になっております。

昭和24年、東宝映画「青い山脈」、原 節子、池辺 良、最後のシーンはこの白浜海岸です。もちろんペリーロードその他でも映画はたくさんつくられております。大川端では、伊豆の踊子の別れのシーン、田中絹代、吉永小百合、美空ひばり、鰐淵晴子、あそこでみんな別れているんです。

僕は、12月の議会では提案しようかと思って、別れの波止場を公園化できればと思ってい

ますけれども、それくらい海岸の遊歩道をつなげることによって、ペリーロードも行きますし、大川端も有効に使えますし、つなげることがいいかなと思いますが、とりあえず職員の方で有志の方、現地を御案内しますのでいかがでしょうか。それから、現地を見て計画書を作るのはそんなに予算かかりませんので、それくらいまでは何とかスタートできればと思います。

それから浜地内の関係、もちろん私は、県がもっと権限を持って安全な浜にして市に委託するのが本来だと思います。もちろん白浜っ子は今までどおり応援をしますけれども、基本的には私は、県が安全・安心な環境をつくって、下田市お願いしますよと。それで下田市が原田区に持ってくる、これが本来だと思います。というのは、プレハブをつくるんでも看板立てるんでも、県が規制しているわけです。それだけ県が力を持っているということですから、それならばやくざを、違法業者をしっかりとくださいよと逆に市民としては言いたくなるわけですから。今、市が最前線で戦っているような感じですけども、本来は県がもっと。ですから、これは市長のほうで県知事にちょっと会ったときに、おい、しっかりやれよというようなことを言っていただければ。

そんなところで、白浜、感じとしては、彼らは本当に非常に嫌がっております。抵抗も激しいということは、それなりに結果が出ていると思いますので、最後の機会だと思います。これまた2年、3年たつともとへ戻ると思いますので。

僕は、物事は流れだと思っています。観光の開発でも何でも。流れができれば、抵抗する力というのは流されますので、是非この流れを大きくして、そういう点は市長得意だと思いますので、自衛隊でやっていますので、流れをつくって敵を倒すという。是非お願いいたします。

それくらいです。ですから、また現地を御案内しますので、ちょっと企画をしていただければ御協力をいたします。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） これをもって6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

次は、質問順位9番。1、白浜大浜海水浴場の不法営業対策と海水浴場の整備について。2、下田市まちづくり推進プログラムと市役所跡地や中学校跡地等の利用について。3、パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業について。4、下田市市民文化会館等の更新計画と消費税の節税について。

以上4件について、13番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

○ 13 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。

議長から御紹介いただいた順に趣旨質問を進めさせていただきます。

まず、白浜大浜海水浴場の不法営業対策と海水浴場の整備についてでございます。

不法営業対策の結果と評価について、まずお尋ねをしたいと思います。

私は、ここ二十数年来、白浜大浜海水浴場の不法営業対策を取り上げ、求めてまいりました。また、今日、日本一あるいは世界の海づくりを掲げている下田市にとりましても、解決すべき課題ではないかと考えているわけであります。

そこで、夏期対策や海水浴場管理の経験のある議員とともに、本年5月31日、永井観光交流課長を報告者に議員交流研修会を呼びかけましたところ、滝内久生議員をはじめ新人議員5人が参加をしていただきました。そして、この有志の議員の仲間4人で、下田警察署生活安全課あるいは地域課、下田土木事務所維持管理課長あるいは賀茂地域振興局危機管理課の防災担当者等ともお話をしてまいり、調査や現状を、この解決についての現状を訴えてまいりました。

6月28日には、夏期海岸対策協議会が開催がされ、協議会終了後、初めてと私は思うんですが、宝田白浜原田区長、観光交流課長や警察の担当者、先ほど言いました土木や県の関係者も含め、議員のオブザーバーも含めた不法対策についての打ち合わせ会が行われたわけがあります。夏期対とは別に、この問題に絞って打ち合わせが始められたのは、これが初めてではないかと、私はこのように思うわけであります。

そして、7月29日には、観光交流課長主催の白浜大浜不法営業問題を中心とした夏期対の会議が持たれました。これは他の吉佐美とか外浦の夏期対の責任者は除いて、白浜の関係者だけの会議であります。ここでの話は、従来1,200万円の夏期対の予算も1,600万に増やしたと。そして、その内容は、白浜大浜海水浴場地内に350万程度をかけて海の家を建設をしていきたいと。サービスの低下がこの不法営業を野放しにしている、したがってサービスを強化していきたいんだと、こういうことであつたかと思うわけであります。

しかし、これは地元白浜原田区で、不法営業者といわゆる経済戦争をするのかと、こういう捉え方がされ、受け入れられなかったと私は思うわけであります。結果は、警察官の立ち寄り所と詰所の建設がプレハブとしてなされると。これも大きな前進の一つではあると思うわけでありますが、こういうことになったんではないかと思ひます。

そして、8月4日、宝田白浜原田区長は集会を持たれました。これは区の役員に呼びかけ

るのではなく、浜に関係する人たちに呼びかけて夜集まっていたいただき、パトロールをボランティアで強化をしていきたいと、このパトロールに参加をしていただきたいと、こういう真摯な訴えをされておりました。この席には観光課長も御出席、係長も出席したようであります。そして、このようなパトロールの体制が進みつつある、こういうことが大きな内容であったかと思うわけであります。そして、このパトロールを通じてチラシが配られ、デリバリーの若者にこれが不法な行為であること、参加しないようにと、このような形で、受け取った若者が相談にまいるというようなことも聞いておりますが、その内容がどういうことであったのか把握していれば御報告をいただきたいと思うわけであります。

しかし、このパトロールも、先ほど佐々木議員が指摘してまいりましたように、9時半から11時半まで、しかも土日を中心としたパトロールということでございます。したがって、業者はその間じっとして、パトロールが済むと再度営業を始めると、こういう繰り返しがなされているわけであります。この監視体制が、例えば午前中の7時から昼の3時ぐらいまでやられるということになれば、大変大きな効果を発揮をしてまいるのではないかと思うわけであります。

そして、ここで3社の不法業者が指摘がされておりますが、R、リバイバル、D、ドルフィン、こういう名前の業者であります。誰がやっているかは不明であると。社名だけが明らかとなっているのではないかと思います。そして、もう一つは、かごを抱えて注文取りに歩きますデリバリー行為を若者がしているということでもあります。違法行為をやめられるように援助、支援するとのビラ、案内文を配布し、一定の効果が先ほど言ったようにあったかと思えます。

ネットで若者に、伊豆白浜海水浴場でバカンスしながら働きませんかと、こういう具合に呼びかけられているわけであります。まさにオレオレ詐欺に対して、市や警察はお年寄りの皆さんに、詐欺に遭わないようにと、こういう宣伝をしているわけであります。しかし、白浜のこの不法営業についての若者への呼びかけは、ネット上で放置がされている。違法の行為であるということを指摘するような宣伝もされていないわけであります。具体的にそういう措置を下田市はとっていく必要があるのではないかと思います。

そして、このデリバリーの一体としてバナナボートの案内看板が出されている。そして、この白浜大浜でバナナボートに乗るように勧誘をすると、こういう形で、実態は板見の浜からバナナボートが提供される、サービスが提供されると、こういう具合になっていようかと思うわけであります。

したがいまして、この問題は、下田市の海水浴場に関する条例はまさに明確にしているわけであります。浜地で営業行為をしてはならない、営業行為ができるのは公的な団体だけであると、こういう具合に明確に規定しているわけであります。そして、この明確な規定を守らせるようにしていくのは市の役目であると、こういうことを佐々木議員の質問に対し、観光課長は答弁をしているわけであります。したがって、このような不法行為をきっちり取り締まっていく体制をどうしたらつくっていくことができるのか、真剣に当局、市長は是非とも考えていただきたいと思うわけであります。

私は、海水浴場の安全を守るために多くの費用を使って監視体制をつくっている。この不法営業につきましても監視体制をきっちりつくっていく。こういうことに経験を持つ人を市の職員として採用をして、きっちり監視体制に当たらせていく。そして、ボランティアで議員も市の幹部の職員も地元の人たちも協力をしていく、こういう体制ができさえすれば、この問題は大きく解決していくのではないかと思うわけであります。

そして、何よりも警察力が必要であると、こういうことが多くの方が痛感をし、浜地の中に原田区長さんは派出所をつくっていただきたいと、こういう具合に切実に訴えていたわけであります。結果は、派出所はできませんでしたが警察官の立ち寄り所ができると、こういう一定の前進があるわけであります。さらに県警の協力を引き出していくと、こういうことになりますと、県の海水浴条例を制定をしていただく、こういうことが当然必要になってくると思います。かつてキャンプ場禁止のための県条例が県でつくっていただいているわけであります。是非ともそういう意味では、県にこういう具体的な条例をつくっていただきたいと具体的な案文まで考えて、県会議員の皆さんや県知事に要請活動をしていく、こういうことが私は必要ではないかと思うわけでございます。

そして、皆さん、今年の夏は御案内のように、大変7月も長梅雨、そして8月15日も台風10号で大変な夏の季節であったかと思います。海水浴場が遊泳禁止になりますと、外浦海岸、外浦海水浴場あるいは鍋田の海水浴場に家族連れの皆さんは集中をします。そうしますと、白浜も大浜も海水浴場が遊泳禁止になりますと、鍋田にこのデリバリーの、あるいは不法営業者の一部が流れていっていると、こういう状態が引き起こされてきているわけであります。決して白浜だけにとどまる問題ではないと。大変大きな解決が迫られている重大な問題の一つである、こういう御理解をより一層深めていただきたいと思うものでございます。

そして、観光地下田にとって、海水浴場条例の何が今改正が必要かということは、やはり今の枠組みをきっちりと守ることが一番私は大事だと思います。神奈川のほうでは、

業者の皆さんに海水浴場の浜地の中にお店を出させると、こういう方向で組合をつくって
るところもございます。しかし、下田市の歴史はそうではなく、そういうお店を民間のお店
を排除して公共的な団体が行うと、こういう形で進めてまいりましたので、この方向はき
っかりと堅持をしていくと、こういうことが必要ではないかと思います。安易な民営化とい
う方向は十分に検討をし、警戒をする必要があるのではないかと思うわけでありませう。

そして、何よりも須崎区長が呼びかけております品格のある海水浴場を掲げて、爪木崎池
之段の海水浴場の宣伝をされてまいりました。いろんな白い砂だけではない海岸の海水浴場
もあるんだと。こういうことからいきますと、是非とも須崎の区長さんとも話し合いをして、
この池之段の海水浴場、爪木の海水浴場を下田市の海水浴条例の一つに加えていくとい
うことが今求められているのではないかと思うわけでありませう。

そして、多くの海水浴場で指摘されていますように、タトゥーや飲酒、大声を出す、近所
の方々に迷惑をかけるそういう行為はきっかりと禁止をしていく、あるいは禁煙の体制も新
たな体制に整えていく、こういうことが今、海水浴場の整備として追加することが求めら
れているのではないかと思うわけでありませう。こういう改正であれば、来年の3月を待たず
に早急に案をつくって、議員や市民、区長さんの皆さんにお諮りをして、海水浴条例の改
正を目指していくということが今求められているのではないのでしょうか。市長の所見を
お伺いしたいと思います。

次に、下田市まちづくり推進プログラムと市役所跡地や中学校跡地等の利用についてを
お尋ねいたします。

令和元年7月に下田市まちづくり連携調整検討会がまとめられました下田市まちづくり
推進プログラムなるものが、8月20日付の鏡をつけて議員各位に配られたかと思うわけ
でありませう。その目的は、現在、下田市で想定されている各種のまちづくり事業につ
いて諸調整を図り、各事業の効果的な実施、市財政のフレームとの整合性を図るため
に作成するんだと、こうされているわけでありませう。

そして、このプログラムの「はじめに」というところには、例えば令和3年、市庁舎移
転、令和4年には中学校1校化が予定されている。これにより庁舎跡地周辺地区の再
編整備や、まどが浜海遊公園から中心市街地を範囲とするみなとまちゾーンの活
性化などが検討をされている。下田市都市計画マスタープランは平成12年、2000
年につくられたそうですが、伊豆縦貫道の絡みで自動車道のルートが示されたこと
により、平成28年、2016年には改訂がされたと。そして、平成25年、2013年
には静岡県第4次被害想定が公表され、予想される災害に

対し、平成28年3月に改訂を行っている、この経過を示しているわけであります。したがって、これらの諸調整を図るためのプログラムだと、こう言っているわけであります。

ここを読んだだけでは何を言いたいのか意味がわからないと、こういうプログラムではないかと思います。しかし、読み進めてまいりますと、16ページには、旧下田町地区では「（都市マス方針）市街地の中心市街地」のタイトルで、1番として、伊豆急下田駅周辺地区整備事業と、街なみ環境整備事業（旧下田町）と、みなとまちゾーン活性化推進事業と、都市再生整備事業（旧下田町）と、都市計画マスタープラン地域活動推進事業（大川端通）の計画、5つもの計画が重なっているとしています。どうしてこんなに5つもの計画が重なってしまうことになってしまっているのかと。そして、このプログラムをつくらなければならなくなったのか。この点についてお尋ねをまずしたいと思うわけであります。

私の推測するところは、これは国がこういう計画で補助金を出す、県がこういう計画で補助金を出す、それぞれつくってきたと。本当に下田市民のために必要な計画であったのか。ただ単に補助金をもらうための計画を次々とつくってきた結果、このようなわけのわからない事態になったのではないのかと。計画倒れの計画をつくるのが市役所の仕事なのかと、こうやゆされるような状況になってまいったのではないかと思うわけでありますが、その点についての所信を市長にお尋ねをしたいと思います。

また、第3章、財源の将来予測とフレーム、17ページでは、投資的経費の推計をしておるところであります。具体的計画が明らかになっていない中でどうして推計ができるのか、こう疑問に思うわけであります。しかも、まちは市の投資的経費のみでつくられるわけではありません。違うと思います。事業を行う人、このまちをつくっていく人は、市とともにこのまちで住んでいる方々であり、投資をし、商売をし、ここで暮らしている人たちではないかと思います。市民参加の意識や動機づけがこの計画のどこに盛り込まれているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、33ページでは、基盤整備（基幹）評価表、まちづくり推進プログラムが掲げてございます。ナンバー1－1は都市計画道路整備事業、330万だと。1期と2期に分けて5年、10年計画になっているようであります。そして、広域ごみ処理施設の問題や都市計画街路整備事業もそこで出されておりますが、広域ごみ処理施設整備事業は1期が6,318万円、2期が5,130万円、このような数字が記されております。そして、中学校再編事業におきましては1,800万円が1期であると。公民館の統廃合事業も1,350万円、1期と。このような記載がされてまいっているところでございます。このような計画づくりが必要なのではなくて、私

は、具体的に市民から提案を受けることこそ必要ではないかと思うわけであります。庁舎跡地や中学校跡地の利用や活用はどのようにされているのか。わかりやすく説明をいただきたいと思うわけであります。

例えば、庁舎跡地は駐車場兼避難棟をつくって、そしてその隣には買い物広場がありますよと、こういうような具体的な提案、あるいは中学校跡地は地域の農産物を扱うところ、加工場だ、あるいはスポーツセンター、あるいは専門学校を呼ぶ、学校としてそのまま使いたいと、このような具体的な提案を市民からいただくことではないかと思うわけであります。そして、このような具体的提案をいただいて、まちづくりに市民の皆さんも参加していただき、跡地をどのように使っていったらいいのかを決定していくことこそ必要ではないかと思うわけであります。まさにこのような、市民の側に立って物事を考え計画をつくっていくという姿勢のなさは批判をされ、反省をしていただかねばならない課題の一つではないかと私は考えるものでございます。

次に、パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業についてをお尋ねいたします。

環境影響評価法によるパシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の手続が進められ、令和元年8月9日から令和元年9月9日まで縦覧され、パシフィコ・エナジー株式会社から意見が求められております。南伊豆町石廊崎沖から下田、この沿岸沖にかけまして100基の風力発電を設置し、送電線は海中ケーブル等を検討し、東海岸、伊東市までの範囲とされているわけであります。

市当局は、この事業の内容、最大出力50万キロワット、発電機の1基の出力が5,000から1万2,000キロワット、最大100基もの設置をするんだと。この範囲は水深50メートルから100メートルの浅いところにつくりたいんだと、こういうことであるようであります。その範囲は41.9ヘクタール、そしてこの発電機の高さは154メートルから260メートルだと、こう言っているわけであります。そして、風車についての条例をつくった、太陽光を含めて再生エネルギーの条例をつくりまして、この中では、風車の高さが13メートル以上のものは稜線から出てはいけませんよと、こういう規定を設けているところであろうかと思えます。これと比べますと、260メートルにもなると、とんでもないばかでかいものが海の上に出現をすると、こういうことになってまいろうかと思えます。どういうわけでこういうことになったのか。

そして当然、8月9日といえば、全員協議会にこういう申請が来ていますよということがなぜ市当局は議員に報告をしないのかと。私は、初めて8月27日の伊豆新聞でこの事態を知り得て、意見書を出させていただいたと、疑問に思ったという次第でございます。

そして、9月10日に市長としての意見書を県知事に上げると、こういうことがあったかと思いますが、どのような意見書を市長は県知事に上げたのか、この議会で明らかにしていただきたいと思います。是非ともその意見書の写しを全議員に配布をしてくださいますよう、議長に要請をしたいと思うわけであります。

さて、洋上風力発電は、県の海域占有許可や国の再生エネルギー利用法の促進区域の指定が重要になると報道がされているわけであります。洋上風力発電事業はどのような手順が今後進められ、市民や下田市はどのようにかかわることができるのか、関係者とはどのような方々になるのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、私は、環境影響調査でございますので、どのように環境に影響するのか大きな疑問を持っているところであります。低周波やブレード、翼によります、127から220メートルもの翼を設置するということですので、鳥類や魚類への影響はどうなるのかと。潮流の変化による海岸や海浜への影響はどうなのか。海上交通運行上の問題、漁船操船上の問題はないのか。修理や耐用年数、建設工事はどのように行われるのか。観光地伊豆にとって景観上の問題も当然心配されるわけであります。南伊豆ジオガイドの会の関本宗一会長は、風車が最大高なら神津島の半分近い高さ。島は50キロ沖であるが、風車は数キロ沖だと。圧迫感があると。伊豆諸島が見えるのが売り物のこの伊豆の海岸で、神子元島も含め見えなくなるようなことが想定できるのではないかと。大問題だと。こう指摘をしているわけであります。

そこで、当該洋上風力発電事業により地域住民に得るものがあると、こういう具合に当局はお考えなのか。また、失うものがあるとしたら何なのか。市長及び当局の所見をお尋ねをしたいと思うわけであります。

昨日の9月11日、中村議員の一般質問、洋上風力発電建設計画についての質問につきまして、今日の伊豆新聞で紹介がされているところでございます。市長は、国が洋上風力発電事業を推進している、CO₂の削減にも必要なものではないかと、こういう一般論を述べているわけでありますが、環境影響評価書をつくる入り口であり、この時点での賛否は拙速であると、いいも悪いも言えないよと、こういう具合に言われて、個人的な意見ではあるけれどもとは書いてありますが、今後、事業者、市民の意見を十分に聞き、誠意を持って対応するよう求めていくと。

是非この姿勢を評価をさせていただきたいとは思いますが、市長及び当局者の指導性はどこにあるのかということが問われる問題の一つであろうと思うわけであります。市民任せにしていいような問題でないことは明らかではないかと思うものでございます。自然環境を

守り、生活環境を守ろうという意識はどこにあるのかと、耳を疑いたくなるような答弁であったのではないかと思います。

かつて私は、南伊豆町に倣ってウミガメ保護条例を制定したらどうかと、こういうことも提案をしてまいりました。吉佐美大浜海岸、あるいは入田白浜の海岸にはウミガメが産卵に来るわけであります。このような自然豊かな海浜は、世界多しといえどもそんなにないと、大切にしなければならないと思うわけであります。そして、平滑川も大変水がきれいになり、ボラの子が泳ぐ、あるいはアユの子が遡上をしてくる、こういう状態を迎え、春先にはカモが羽を休めている、観光客の皆さんが水辺からこれを見て楽しんでいる、こういう状況が見られるわけであります。

まさに自然環境を守り、生活環境を守る、このことが下田市の観光にとっても暮らし向きを支える点にとっても、大切な問題であろうかと思うわけでございます。是非ともこういう観点に立って、市長及び副市長はこの課題に取り組んでいただきたいと、こう思うものでございます。

次に、下田市民文化会館の更新計画と消費税の節税についてをお話いたします。

平成29年3月、下田市公共施設等総合管理計画がつくられております。公共施設等インフラ資産の老朽化対策が大きな課題となり、平成25年11月にインフラ長寿命化計画が策定され、国からの要請により、全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況にある。したがって、経費節減のため公共施設の30%縮減を行う計画を作成をしたんだと、こう書いているわけでございます。この計画もまさに国の要請でつくった計画であって、市民の意見や意向がどこにどう反映されているのかが疑われるような計画であろうと思います。国目線、上から目線の、この市民の意見を取り入れようとしない姿勢は、まず改めていただきたいと思うものでございます。

しかし、この評価できる点は、改修や更新、建てかえの計画でもあるということでございます。平成29年、2017年から平成68年、2056年の40年間で、19ページによりますと、公共施設の更新計画の費用は427億6,000万円、インフラ資産に係る費用は、23ページですが、489億5,000万円であると。合わせて917億1,200万円余りの投資的費用が必要になるんだと、こういう指摘であります。これを年平均40で割ると、更新のための費用は年間22.9億円かかるんだと。今日の投資的経費の実績は、年約9.4億円、9億4,000万円だとあることから、約平均して年に13億5,000万円が不足すると推計されると、こう言っているわけであります。

これが事実であるなら、新庁舎の建設など取りやめるべきではないかと、こういう具合に

私は思うわけでありまして。30億なんてとんでもないと、こういうことになろうかと思ひます。せいぜい15億以内に作りなさいと、こういうことになってまいろうかと思ひわけでありまして。年平均が13億5,000万円であれば、13億5,000万円でつくれるようなことを想定するのが当局のやるべき仕事ではないでしょうか。

そして、19ページ、平成59年、2047年から平成68年のこの10年間で、下田市民文化会館や敷根公園の更新に97億6,000万円が必要であると図示しているわけでありまして。しからば、この計画はどのように立案されているのか、説明をいただきたいと思ひわけでございます。

これらの公共施設は、公益財団法人下田市振興公社にその管理が委ねられているわけでありまして。そして、皆さん、下田市振興公社は、基本財産1億円、運用財産1,000万円、これらは全て下田市が出しているわけでありまして。下田市の公共施設を管理するために下田市がつくった財団法人、これが公益財団法人により一層切りかえられてまいっているわけでありまして。しかも、その目的は、下田市の公共施設を活用をして下田市の振興を図る活動をする公益法人でございます。したがって、かつて市職員が幹部としてこの振興公社に出向するというようなこともございました。

私は、現に平成8年から14年までだったかと思ひますが、振興公社の事務局長兼市民文化会館の館長として、市の職員として派遣をされてまいったものであります。そして、この振興公社では、国際交流事業や花いっぱい運動、特に公園の管理等、爪木崎の野水仙、温室の管理、あるいは下田公園の管理、都市公園の管理等、一体としてまちづくり、花づくりのために進めてまいったわけでありまして。しかし、皆さん、今日この花いっぱい運動も、城山公園は建設課あるいは総務課の担当者が管理をする、そして公社の職員は敷根公園の管理のみしかしていない、こういう形になっているわけでありまして。

私は、むしろ観光協会のベ이스テージが今管理しておりますようなところも指定管理をする振興公社に管理をしていただき、下田市の観光の振興のために観光協会と下田市振興公社が手を結び合って、下田市が応援をして観光の推進をしていく、このような組織こそつくってまいるべきではないかと思ひわけでありまして。公共施設のこの総合管理計画は、まさにこのような公共施設を切り捨てていって経費を削減しようかということではなく、むしろこの公共施設をどう利用して下田市を活性化していこうかと、こういう観点に立つべき内容のものではないかと思ひわけでありまして。そういう観点から、作りかえていただくべき計画ではないかと思ひわけでありまして。

また、文化会館は今日、世界の山田和樹と言われる名指揮者が下田市民文化会館の名誉館

長でございます。誇らしいことであろうと思います。先日、8月25、26日にも下田音楽祭が開催がされているわけであります。下田市当局は、公益財団法人下田市振興公社をどのように活用をしようとお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

さらに、皆さん、この振興公社の活用の結果、今大変な消費税を払っていかうとしているのではないかと思います。10月から消費税が10%に値上げがされます。これにより、財団法人下田市振興公社の指定管理契約によりますと、下田市民文化会館の管理料、30年度決算は、職員4人、臨時職員4人で7,257万8,000円、敷根公園が7,204万1,200円、そしてスポーツセンターが2,090万7,000円、合計1億6,552万6,891円の、この3つの事業の管理だけで契約を結んでおります。職員11人、臨時12人、さらに法人管理の人件費まで含めますと、振興公社の人件費は1億1,100万円に上ります。

公益財団法人下田市振興公社は、その人件費を市が補助金とすることのできる法人でございます。地方自治法第232条の2、寄附及び補助、この項目で、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができると、こう規定がされているわけであります。そして、私は振興公社の事務局長として、平成13年から、17年はもうやめましたけれども、17年まで続いたようでありますが、人件費を物件費としてではなく交付金補助金として受けて、補助金として受けますと、これは契約ではございませんので、消費税の対象にならないということになるわけであります。1,110万円からの節税ができるということになるわけであります。

そして、このような措置をとっておりますのは、愛知県豊田市、ここに当時の担当者、係長、そして振興公社の事務局長を含めて視察研修に行って、沢登の指摘どおりにできるということを確認をしてきていながら、今日、今なおそれがやっていない、こういうことになっていようかと思うわけであります。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、5分前です。

○13番（沢登英信君） そして、駒ヶ根市、九州の鹿児島、薩摩川内市でも、全国でも各地でこういうことがやられているわけであります。

是非ともこの節税対策を、1,100万ものお金を国税に払うのではなく、市民のために利用をするという措置を早急に進めていただきたいと思いますと思うものでございます。

以上をもちまして趣旨説明を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。2時30分まで休憩いたします。

午後 2時19分休憩

午後 2時30分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員の質問の洋上風力発電の件について、いろいろ私が賛成するんじゃないかと思って疑念を持っているようではございますけれども、本当に今、賛否の結論を出すのは過早であるということだと。環境影響評価の入り口なんです。今、環境影響評価の環境、どんなところに環境の影響が及ぶのか、そういう項目を調査をする。それで、事業者が市民の皆さんにどういう項目を調査してもらいたいのですかと、その意見を提出してくださいというそういう段階です。その段階で賛成、反対と言うのは過早であるというふうに考えております。

また、環境影響評価で下田のこの海域の、あるいは空域も、土地の陸地も含めて、つくったことで、ひょっとしたらいい結果が出るということだってあり得るじゃないですか。例えば着床型の、今度計画では着床型というふうに言われていますから、そういう100基並んで、そこにひょっとしたら魚礁ができるかもわからないじゃないですか。いい漁場になるかもしれない、浅海漁業の。そして、それが進んで、計画の段階になるかもしれないんですけども、ひょっとしたら工事のために非常に雇用が生まれるかもわからない。そして、港を、もうここら辺でいい港というのは下田港ですから、その工事のために下田港を提供することになると、工事の人たちも来るでしょうし、相当そういう面では人口も増えるんじゃないかと。税収も上がってくるんじゃないかと。そして、メンテナンスも相当な人が恐らく来るというふうに考えられます。

また、環境の面で、景観の面でも、洋上に100基大きなプロペラが並ぶ、翼が並ぶ、壮観だというふうに感じる人がいるかもわからない。それは今までの景観を壊して人工物が建つんですから、それは景観の損だと、景観にとっては失点になるというふうな人がいるかもわかりませんが、例えばタライ岬なんかから見ると、もう壮観だと。人間というのは大きなものに憧れるんです。そういう面で観光客がひょっとしたら増えるかもわからない。

皆さんマイナス要素、それは大体概念でわかりますけれども、プラス要素があるかもしれ

ないじゃないですか。そういう面でいろいろと多角的にこれは検討すべきだということで、現在この入り口において反対、賛成という意思を表明するのは、過早であるというふうに結論づけております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私からは、白浜大浜海水浴場についての中の不法営業対策の結果と評価についての御質問ですけれども、昨日、中村議員さんの答弁と重なるところがございますが、白浜大浜海水浴場につきましては、当初計画をしていた浜地内への海の家的な施設設置については調整がつかず、設置することができませんでしたが、警察官立ち寄り所、夏期海岸対策協議会詰所を8月11日から8月31日まで浜地内に設置しました。7月、8月の延べ20日間、平日は原田支部と観光交流課職員、休日には市長以下課長職のパトロールを警察官にも同行をいただき、今年は議員の有志の方にも御協力いただきましてありがとうございます。

また、禁止行為に対し注意やチラシによる警告等を行うとともに、海水浴場開設日の前日に海岸周辺の各店舗への浜地内での営業行為禁止周知チラシの配布、原田区の駐車場等において、違法業者からのパラソル等のレンタルやデリバリーの利用に対する注意喚起のチラシの配布等も行いました。違法業者の浜地からの退去には至っていない現状でございますが、違法業者対策として一定の抑止力になったのではないかと考えております。

続きまして、条例改正についての御質問でございます。海水浴場内の健全化に向け、喫煙、飲酒、騒音、タトゥーの露出など、利用者のマナーに関する事項につきましても、条例による規制を視野に、各支部や関係機関と協議検討していきたいと考えております。

爪木崎海岸につきましては、須崎区より来年度から海水浴場として運営を行いたいとの申し出をいただいております。今年度はタトゥー露出、バーベキュー、喫煙、音楽等の規制を設けた中で試行的に運営を行い、トラブルもなかったと聞いております。今後、海水浴場開設に向け、地元と協議調整を進めていきたいと考えております。

続きまして、不法営業対策でアルバイトへの周知についての御質問でございますが、本年夏前より地元区や警察、静岡県、観光協会などの協力をいただき、白浜大浜の不法営業対策について検討を行ってきました。今年度の反省を踏まえて、さらに検討を進めていきたいと考えております。

アルバイトへの不法な業者もいることの周知につきましては、パトロールの際にデリバリ

一を行っているアルバイトと思われる従業員に対し、浜地内での営業行為、客引き行為は市条例に違反する行為であり、告発等の対象となる旨を記載したチラシを配布しております。また、チラシには困り事があった場合の連絡先として観光交流課の電話番号を記載していましたが、市への連絡はなく、警察へは話があったと聞いております。仕事の条件が合わず途中でやめて帰った若者もいたと聞いております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私からは、まちづくり推進プログラムと、市として市庁舎跡地の関係で答弁させていただきます。

まちづくり推進プログラムは、現在想定されている各種のまちづくり事業について諸調整を図り、各事業の効果的な実施、市財政フレームとの整合を図るため作成されたものでございます。大変厳しい財政状況の中で、庁舎建設、中学校統合、伊豆縦貫自動車道関連事業など大型プロジェクトが実施される状況に加えて、その他のまちづくり関連の事業実施も求められており、これらを含めた財政見通しとともに、適切な執行管理を行い、現在の状況を庁内全体で共有することを目的に作成されたものでありますので、個別事業の具体的方針を示すものではないことは御理解いただきたいと思います。

それとあと、推進プログラムの15ページですか、事業計画が5つも乱立されているというような御指摘がありましたけれども、すみません、まちづくりを目指す形は1つです。ただ、それをやるための個別の手段として、担当としましては、できるだけ補助事業を活用していきたい。補助メニューの中でこれが使える、この事業だったらこの整備ができるのかということを考えて、また、どの事業でもできるけれども、より補助率の高いものはどれなのか、そういったことを一生懸命考えながらやっていくと、この5つの事業名が出てくるわけでございますけれども、それを調整する、町なかの場合はほとんど建設課なのかもしれませんけれども、違う課同士の調整もするというのがこの推進プログラムをつくった目的の一つでもあります。

あと、庁舎の跡地の整備の関係です。庁舎の跡地、ここ単体でどうしようかということではなく、今我々が取り組んでいますのは、伊豆急下田駅周辺地区整備事業としまして、今年度中に伊豆急下田駅周辺地区整備検討会において駅周辺まちづくり基本構想を作成し、来年度以降、まちづくり整備計画、概略設計等を進めてまいりたいと考えております。

あと、すみませんが、市民の意見を聞いていないという御指摘につきましては、この駅前

の整備の関係でも、昨年度から市民の皆様に集まっていただいて御意見を言っていたく場を設けたり、またアンケート調査等もやっております。ほかのまちづくり事業に対しましても、今なかなか役所だけが考えるということはもう時代にそぐわない中で、担当係長以下担当は昼間も夜も地元におりて、ワークショップ形式とかいろんなやり方で御意見を伺っております。意見を聞いていないなんて言われると、ちょっと担当係長以下担当にはかわいそうで聞かせられないなというのが私の考えなんですけれども、今後もその辺は決してひとりよがりの、行政だけがつくる計画にならないように、市民の意見を聞くことは心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、中学校跡地の関係で中学一本化に伴い廃校となる中学校についてお答えさせていただきます。廃校となる稲生沢中学校、稲梓中学校、下田東中学校についてお答えさせていただきます。

現在、用途廃止された施設、用途廃止が予定された施設については、昨日の質問でもお答えしましたが、庁内職員で組織する公有財産有効活用検討委員会で検討を行っております。以下、委員会と呼ばさせていただきます。

先ほど申しました中学校のうち稲生沢、稲梓、下田東中学校につきましては、令和3年度末で用途廃止が予定されているところでございます。現在、それぞれの施設につきまして、施設等の現状の整理を行いつつ、活用の可能性を検討しております。各学校施設とも利用者からの引き合いも受けておりますが、それぞれ条件に合った市民に役立つもの、下田市の振興につながるものについて、有効活用をまず委員会のほうで検討していきたいと考えております。詳しいことは今ちょっと申し上げられないんですけれども、下田市のほうである程度方針が決まった中で、市民の意見も伺いつつ、必要に応じて意見を伺っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） それでは、私のほうからは、南伊豆洋上風力発電事業につきましてお答えさせていただきます。

南伊豆洋上風力発電事業は、まだ場所も決まっていない段階ですが、下田市、南伊豆町の沖合において、単機出力5,000から1万2,000キロワット程度の着床式の風力発電機を総出力

50万キロワットの電気を発電する計画で、早ければ2022年の末に着工し、2025年半ばの運転を開始を目指すという大規模な洋上風力発電事業と聞いておるところでございます。

単機出力5,000キロワットの場合であれば、最大100基もの風力発電機が海上に設置されることとなりますが、両市町とも沿岸部には学校、病院、福祉施設等の環境配慮施設や多数の住居があることから、住民の生活環境だけでなく、主幹産業である観光を支える豊かな自然環境や景観資源にも何らかの影響を及ぼす可能性があるかと懸念を持っておるところでございます。

本事業による風力発電の建設は、環境影響評価法の第一種対象事業として、環境影響評価、すなわち環境アセスメントの実施が義務づけられております。現在、計画段階環境配慮書の手続を行っており、市の意見書としましては、騒音、超低周波音、風車の影、景観、神子元島の文化財、生態系、防災、船舶航行への影響、海中環境への影響など、自然環境、生活環境への影響を及ぼす項目を列挙してございます。つけ加えまして、環境影響評価を実施する段階において、地域住民及び水産関係者への十分な説明と配慮を求めるよう、9月9日に県知事に意見書を提出したところでございます。

当該事業の許認可の手続は、事業者と国と県において進められ、下田市としては、環境アセスの手続の中で県知事からの求めに応じて市の意見を提出するほか、関わりはございません。国の再エネ海域利用法の促進区域の指定の動きはありませんが、海域占用の手続については、関係市町村の同意や漁協等の利害関係人の同意が必要となると聞いております。環境アセスには、事業者意見書を提出する方法で、市民も直接事業者意見を出すことができることとなっております。

本事業は現在のところ計画検討段階で事業概要も大まかであり、配慮事項には騒音及び超低周波音、風車の影、海域の生物、海域に生息するものを除く動物、植物、景観の全6項目が選定され、評価を実施することとなっております。その評価もまた同様に大まかなものとなっております。

議員質問の各種影響や問題項目につきましては、今後、事業者が環境アセスメントを実施して評価を行うこととなると思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、私のほうから市民文化会館等の更新計画と消費税の節税についてお答えをさせていただきます。

下田市公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定をいたしました。おおむね10年ごとに見直すことを基本とした上で、各個別の施設については、具体的な整備計画や長寿命化計画などの対応方針を定めた個別施設計画を策定することとしています。総合管理計画で示しております更新計画、費用の推計につきましては、総務省監修の公共施設等更新費用試算ソフトにより一定の条件のもと算出したものでございます。

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画のアクションプランと位置づけられ、存続していくのか、転用するのか、また廃止するのかなどの方針判断を立てた上で、年度ごとの計画を表示することとなっております。現在、公表に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、消費税に関する御質問でございます。

指定管理者制度については、指定施設の管理について対象者と協定を結び行われるものであり、当然に指定管理料の中には施設を管理するための人件費が含まれるものと認識しております。また、補助金や交付金と違い、契約によるものでありますので、指定管理料に消費税分が含まれるということも認識しているところでございます。したがって、その中の人件費のみを節税のために補助金として支出することはできないと考えております。

また、そのことを指定管理期間中に行うということは、指定に当たり提出された指定管理料を含んだ事業計画を改めなければならないものでありますので、指定管理者制度の本来の趣旨にそぐわないものと考えます。

参考として挙げられました3施設につきましては、現在の指定管理期間が令和2年度末までとなっておりますので、令和3年度以降の管理方針につきまして、指定管理とする場合の方針決定の期限となります令和2年度、来年度の夏前までに、施設所管課と協議を進めまして判断していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） 答弁漏れがありますので、お願いします。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員。

○13番（沢登英信君） 白浜大浜海水浴場の不法営業について……

○議長（小泉孝敬君） マイクを。

○13番（沢登英信君） いや、答弁漏れですから時間に入れないでください。

具体的にパトロール隊をつくったらどうかと、こういう提案をしております。これはやは

り、職員が合間にパトロールするというような形で体制がとれるような問題ではないと思いますので、是非とも専門のパトロール職員を雇って体制がとれるような仕組みを検討していただきたいと。

それから、インターネットで、リバイバルやドルフィンについては、白浜の2221番地、2230番地に事務所を置いてインターネットで宣伝しているわけです。昨年150人ぐらいの若者が来たと。今年は300人予定しているんだと。バカンスしながら浜で働きませんかと、こういうような案内を出しているわけです。これらの案内が違法だというような宣伝をやはり市としてもすべきではないかと、こういう提案をしました。これについて検討するかしないか、是非ご答弁いただきたいと……

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員に。

答弁漏れのところの部分で、それ以上の意見は。答弁漏れのところだけ指摘をしてください。その他の意見は時間に入りますから。そういう発言はやめていただきたいです。指摘だけしてください。

○13番（沢登英信君） 海水浴場については、とりあえずそういうこと。順番にやっていきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 答弁漏れでしたでしょうか。不法営業者に対するパトロールの専門的な人を入れたらということですがけれども、今の段階ですと1日張りつくというのは、場所も3か所、4か所とある中で丸々1日張りつくという、職員が張りつくというのは、現在ではできません。それを毎日ということになりますと、さらにできないことになります。それに対して誰か雇ってということになると思いますけれども、それについてはまた予算の絡みもありますし、そういう警備会社があるのかどうかというのも検討しなければなりませんので、その辺は今後の検討材料ということにしたいと思います。

それと、リバイバルとかそういうところのネット上に対してについては、違法でありますよと言うことは、私どもではとてもそんなことはできません。

県条例については、先ほど回答しましたけれども、県にもその辺は働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 答弁漏れですか。

○13番（沢登英信君） パシフィコ・エナジーの県への答弁書を各議会に配付してほしいと

いう要請を議長にもしましたけれども、それは配付してもらえるのか、もらえないのか答弁がないんですけれども。是非とも配付していただきたいです。

○議長（小泉孝敬君） それでは、暫時休憩します。

午後 2時54分休憩

午後 3時 3分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

会議中に沢登議員から質問ありました意見書の件について、議長としてお答えいたします。

先ほどの意見書の件なんですが、県との調整で今期中に、この議会中に関係市町2市3町一斉に公表されるということでございまして、それをもちまして10日から約1週間以内には公表される、同時に公表されるということなものですから、それをもって皆様のところに配付をいたしたいと思います。一斉同時にということなものですから、それをもって公開したいと思います。

よろしいでしょうか。

沢登議員。

○13番（沢登英信君） 太陽光発電については県が発表するまで待てということですが、市長が行った行政処分を、行政の結果を議会に報告できないと、表明できないという根拠を示していただきたいと。この答弁は最低いただきたいと。何でできないのかと。行政処分について一定の一般質問をすることができると、こういう権限が議員に与えられていると、議会にはそれをする権利があると。それを県知事が発表するまで待てという権限や法的根拠はどこにあるのかと。

それから、市民文化会館の節税のためだと。結果として節税になるのであって、地方自治法の232条の2に、普通公共団体は寄附及び補助金をすることができると書いてあるんです、公共的な団体に。振興公社とはどういう団体かというのは何度も説明しました。市の施設を管理する市がつくった団体です。そして、公共のためにそれを行うんです。これが違法だと、法的にできないなんて、こんな根拠が法律のどこにあるのかと、これを明確にしていきたいと思います。

既に指摘しているように、豊田市まで調査に行っているでしょう。やっているところもあるでしょう。平成13年から17年にかけて私が事務局長をやったときに、そういうことをしているということを明確に説明をしている。にもかかわらず、それが違法だと。こんな結論が

どこから出てくるの。地方自治法及び消費税法の根拠を明確に示してください、それが違法だということであれば。そんな答弁では法的に争わざるを得なくなる、こう思うわけです。ふざけた答弁は是非とも撤回していただきたいと、こう思います。

法的に違反なら、法的に明確に答弁してください。何法のどこに違反しているのか。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員。それは私が先ほど言いましたように、これ議長権限で判断をいたしました。議長に要請をしたいということだったものですから、議長の判断でそういうふうになりました。

暫時休憩します。

午後 3 時 8 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、先ほどの市長が行った行政処分について出せないのかという御質問でございますけれども、地方自治法第98条第1項におきまして、地方公共団体の行った事務において検査権というものが議会にありますけれども、これは議会に対して検査権があるというふうにされておりますので、先ほど議長がお答えになりまして、議会のほうでこのように決めたということでしたので、一人一人の議員の調査権に対してお答えするものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、先ほどの消費税のところでございますけれども、できない、違法といったことではございませんで、今の指定管理という制度の中で、当然指定管理で委託をするからには、人件費、それから管理費、維持管理費というものをセットで指定管理としてお願いしているわけです。ですので、その中から人件費分だけを除いて別に補助金として出すのはおかしいのではないかとということで、今の制度の中ではやらない。まして今、3年間という指定管理期間を定めてやるということで契約といいますか委託をしているわけですので、途中で変えるということは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 要望をしておきます。

別に議会の検査権、沢登の検査権を使おうということじゃないんです。一般質問の質問権を通じて聞いているんです。そして、課長は答えているわけです、こうこう項目について出しましたよということを。答えているものを何で文書で出せないのかと、こう言っているだけのことですよ。余分な回りくどい理屈をつけないで、もう少し開かれた議会にしていきたいと思います。

それから、途中でできないと言いますけれども、県に高齢者住宅を売るときに、5年間の指定管理があるにもかかわらず、その指定管理を打ち切って県に売っているんじゃないですか。自分たちがやっているにもかかわらず。やる気があるかないかの問題であって、それもやらないことの理由にくっつけてくるだけの問題ではないかと、私はこう思うわけです。

そして、指定管理の仕組みの中で、それができないとあなたは言いますけれども、現にやっているところがあるという指摘をして、当局者は、当時の総務課長は調査に行っているでしょう、係長と。濱崎君を連れて3人で。その調査書があなたのところの課にあるでしょう。それをもう一度是非とも読み直していただきたいと。1,100万からの費用を国に払うのか、市民のためにその費用を使うのか、使えるのかというのは、重大な問題に関わってくると思いますよ。そんな生半可な思いで結論を出さないでいただきたいと。現実に行っているところがある。現実には私がやってきたということを言っているんじゃないですか。そして、あなたの前任者もちゃんと調査に行って、その報告書を持ってきているでしょう。是非ともその報告書に基づいて説明をいただきたいと、あるいは僕も説明をあなたにしたいと、こういう具合に思いますが、いかがですか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 前の総務課長から私もその調査報告を受けた記憶はあります。その中では、沢登議員が言う方法はグレーゾーンがあるということでございまして、これは検討の余地があるということで踏み切れない状態でございます。

次の指定管理の契約のときに、そういうことも含めて検討して、沢登議員のおっしゃるような方法でできるかどうかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員。時間です。

○13番（沢登英信君） ……ありましたけれども、前回も前課長が、5年間の規定があるからと、こういうことで延ばしたんです。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員。時間です。発言をやめてください。

これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

なお、各派代表者会議を3時30分から第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方は御参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時21分散会